岩手県の松くい虫被害の現状と対策について

1 岩手県の松くい虫被害の現状

- (1) 令和3年度の県内民有林の松くい虫被害量は、前年度の82%の18,430 ㎡で、平成10年度以来2万㎡を下回った。
- (2) 平成29年度に初めて被害が確認された一戸町は、小鳥谷地区の国道4号線沿いを中心に被害が継続しており、被害の終息には至っていない状況にある。
- (3)被害先端地域の盛岡市、雫石町では、近年被害量が減少している。また、被害まん延地域の一関市、平泉町、奥州市、花巻市などでも被害量が減少している。
- (4) 令和4年9月末時点の県内の被害量は12,795 m³となり、前年同期の82%の被害となっている。
- (5) 令和4年9月末時点の被害市町村数は、前年度と同じ17市町となっている。

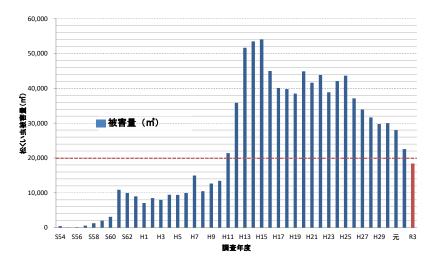
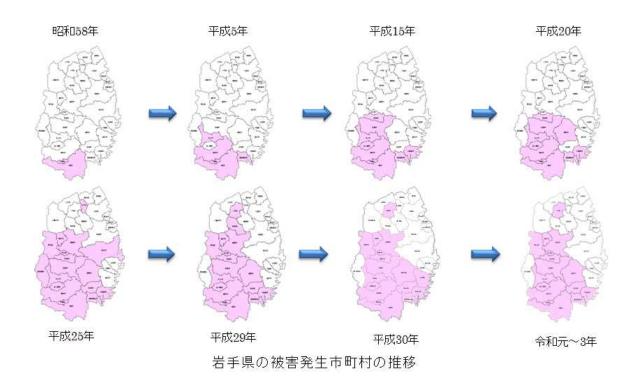


図 岩手県民有林の松くい虫被害量の推移



2 課題

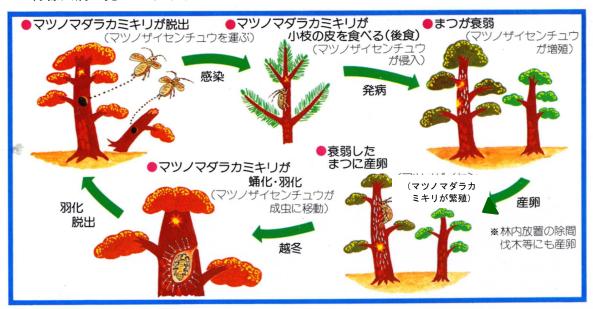
- (1) 内陸部では被害区域が北上傾向にあり、監視の強化が必要である。
- (2) 一戸町においては、県北のアカマツ地帯への被害拡大の影響が懸念されることから、 監視体制の強化による徹底駆除が必要である。
- (3) 青森県境の松くい虫被害対策について、青森県と連携した取組が必要である。
- (4)被害まん延地域では、松林の樹種転換を進め、将来的な感染源を減らす必要がある。
- (5) 気象災害による松の折損木等は、新たな感染源となることから、速やかな除去が必要である。
- (6) 枯死経過木(枯死してから長期間経過した立木)による森林環境(景観悪化、倒木被害)への影響が懸念され、全国植樹祭の開催を控え、枯死経過木の整理が必要である。

3 令和4年度の対応

- (1)被害先端地域では、地上調査に加え、ヘリコプターやドローンによる空中探査を実施するなど、市町村と連携して監視を強化するとともに、市町村負担が伴わない、大臣命令(国10/10)及び知事命令(国1/2・県1/2)による駆除の徹底により被害の北上阻止を図る。
- (2) 一戸町については、被害木の早期発見とヤニ打ち調査により潜在被害木を含めた全量 駆除を行い、被害の終息を図るほか、関係事業者に対して、被害拡大防止の取組につい て協力を要請する。
- (3) 青森県と設置した「青森・岩手県境松くい虫等被害対策連絡会」の開催により、飛び火的被害に対する連携した取組を実施する。
- (4)被害まん延地域については、樹種転換により将来的な感染源となる松林を減らす取組を促進するほか、守るべき松林について薬剤散布等による予防を徹底する。
- (5)「松くい虫被害木等の利用駆除ガイドライン」に、これまでのチップ、合板用単板に新たに製材を加えたことから、新たなガイドラインの周知を図り、樹種転換を促進する。
- (6) いわての森林づくり県民税を活用した「いわて環境の森整備事業(アカマツ林広葉樹林化)」により、松林の広葉樹林化による樹種転換を促進する。
- (7) 気象災害による折損木等は、「松くい虫等防除事業(補完伐倒駆除)」や「いわて環境 の森整備事業(被害森林再生)」を活用し、速やかな除去を実施する。
- (8) 松くい虫被害による枯死経過木は、「いわて環境の森整備事業(枯死木除去)」を活用し、速やかに除去を行い、森林環境の保全を推進する。
- (9) 全国植樹祭の開催に向けて、いわての森林づくり県民税を活用した「アカマツ林広葉 樹林化」や「枯死木除去」をアクセス道路周辺の修景化が必要な箇所において重点的に 実施する。

(資料)

1 マツ材線虫病 発生のしくみ



2 松くい虫対策事業の概要

事業名	事業内容	補助率
松くい虫等防除事業	・大臣命令や知事命令、奨励防除	・補助率 3/4
	に よる感染源の駆除	(命令は 10/10)
	・薬剤散布による景勝地等の重要	・補助率 3/4
	松林の保全	
森林整備事業	・森林整備として行う被害木の駆	・補助率 75%
	除	・補助率 70%
	・植栽による樹種転換	
いわて環境の森整備事業		
・アカマツ林広葉樹林化	・天然更新による広葉樹林への樹	・補助率 10/10 以内
	種転換	
被害森林再生	・松くい虫被害の感染源となる気	・補助率 10/10 以内
	象災害による被害木を除去	
・枯死木除去	・人身被害や施設損壊を及ぼすお	・補助率 10/10 以内
	それのある枯死経過木を除去	

3 防除方法

(1) 予防

方法	内容	特徴	留意点
薬剤散布	あらかじめ、マツの樹	地上からの散布と、	周辺の農作物や住宅
	冠に農薬を散布し、飛	ヘリコプター等によ	等への農薬の飛散、
	来したマツノマダラカ	る空中から散布があ	養蜂への影響に十分
	ミキリを殺虫し感染を	る。	配慮して行う必要が
	予防。		ある。
樹幹注入	マツノザイセンチュウ	既に感染しているマ	マツヤニに滲出が低
	がマヒする薬剤を、樹	ツを治癒する効果は	下する12月から3
	木全体に浸透させるこ	無い。	月に行う必要があ
	とにより発病を防ぐ。		る。

(2) 駆除

方法	内容	特徴	留意点
伐倒くん蒸	玉伐った丸太と枝条を	材内に寄生する内部	ビニールシート等の
	積み重ね、全体をビニ	のマツノマダラカミ	裾を土で埋め、密閉
	ールシート等で被覆	キリを殺虫する。	した状態を2週間程
	し、くん蒸剤により殺		度保つ必要がある。
	虫。		
伐倒焼却	伐倒した丸太と枝条を	材内に寄生するマツ	「つちくらげ病」の
	林外に搬出し焼却す	ノマダラカミキリを	危険性があり、マツ
	る。	殺虫する。	周辺では行わない。
伐倒破砕	木材チッパーにより破	破砕したチップは、	チップの厚さが 15mm
	砕し、マツノマダラカ	パルプ原料や燃料と	以下になるよう破
	ミキリを殺虫。	して利用可能。	砕。

(3) その他

方法	内容	特徴	留意点
山そうじ	被圧木、雪害等による	将来的な感染源を除	松くい虫被害防除監
	気象被害木、幹曲り等	去。	視帯等にあって、被
	の不良木をくん蒸又は		害の根絶を図るべき
	破砕処理する。		森林で実施。
樹種転換	マツを伐採し、植栽や	将来的な感染源を除	被害地域の隣接地で
	天然更新により他樹種	去。	実施する場合、アカ
	(抵抗性マツを含む)		マツ伐採施業指針に
	に転換する。		準拠するなど配慮が
			必要。

〔参考1〕民有林における市町村毎の年度別被害量

ゴシック体は被害量が増加した市町村(単位:m³)

年度	****	7.1	D.O.	D.O.	R3	R4	前年度比
市町	Н30	R1	R2	R3	(9月末)	(9月末)	R4/R3
盛岡市	1, 135	631	449	432	169	147	87%
滝沢市	60	86	39	19	9	33	367%
雫石町	63	84	54	27	22	27	123%
岩手町	-	-	_	13	6	0. 49	8%
紫波町	357	266	222	141	39	68	174%
矢巾町	184	178	201	148	115	39	34%
奥州市	754	984	884	293	209	217	104%
金ケ崎町	52	80	39	20	19	17	89%
花巻市	2, 196	1, 136	930	842	473	296	63%
北上市	169	85	52	31	21	9	43%
遠野市	842	590	515	472	243	294	121%
一関市	19, 926	20, 473	16, 366	13, 219	13, 091	10, 473	80%
平泉町	319	122	217	108	108	103	95%
釜石市	18	-	_	-	-	-	-
大船渡市	1, 750	1,632	944	832	385	359	93%
陸前高田市	1, 786	1, 220	1, 223	1, 212	484	439	91%
住田町	365	428	281	527	176	215	122%
一戸町	10	49	129	94	81	59	73%
県計	29, 986	28, 044	22, 545	18, 430	15, 650	12, 795	82%
(対前年比)	101%	94%	80%	82%	-	82%	
被害市町数	17	17	17	17	17	17	

[参考2] いわて環境の森整備事業(森林保護)の概要

事業名	ナラ林健全化	アカマツ林広葉樹化	被害森林再生	枯死木除去
事業目的	被害を受けやすい高齢	枯死木を含むマツす	気象災害による被害木	松くい虫等被害を受け
	なナラ等を含む広葉樹	べてを伐採し、広葉	の除去を行い、更新を	た枯死木の、倒木によ
	林を伐採し、ナラ枯れ	樹林への天然更新を	促すことで、早期に森	る人身被害や施設損壊
	被害を受けにくい若い	促進する。	林の公益的機能を回復	を予防し、森林環境の
	森林に更新する。		させる。	保全を図る。
対象とす	ナラ枯れ	松くい虫	気象災害	松くい虫、ナラ枯れ
る被害				
対象森林	・公益林の私有林	・公益林の私有林	・公益林の私有林	・森林法第5条に定め
	・前年または当年 に	・松くい虫被害防除	・気象災害(風害、水	る森林
	ナラ枯れ被害が発生し	監視帯及び松くい	害、雪害、干害、凍	・松くい虫又はナラ枯
	た地点から半径 30 km	虫被害が発生して	害、潮害、雹害)に	れ被害による枯死経過
	以内の範囲	いる地域	よる被害林	木
				・公共施設、道路又は
				住宅等の周辺で、人身
				被害や施設損壊の可能
				性が高いもの。(森林所
				有者が住宅等の所有者
				と同一の場合は除く。)
補助対象	ナラ類を含む広葉樹を	伐倒、枝払い、玉切	被害木の伐倒処理、集	伐倒、枝払い、玉切
経費	伐採した場合に、チッ	り、集積	積、作業道の補修(重	り、集積、運搬
	プや用材等として利用		機運搬経費)	
	する材について補助			
	(被害地点から 2km 以			
	内の範囲はチップ利用			
	のみ)			
森林作業	無	 有	無	無
道整備)M	11	W.	NW.
補助率等		10/10	10/10	10/10
	2,000 円/m³	(別に定める額を上	(別に定める額を上限	(別に定める額を上限
		限とする。)	とする。)	とする。)
対象齢級	6 齢級以上	4~12 齢級	_	_
面積条件	1 施工地 0.1ha 以上	1 施工地 0.1ha 以上	1 施工地 0.1ha 以上	_
事業主体	市町村、林業事業体等	市町村、松くい虫防	市町村、林業事業体等	市町村、林業事業体等
		除技術専門員が所属		
		する林業事業体等		

令和5年度特別防除等計画(案)について

1 実施計画

特別防除(空中散布)は令和4年度と同様に、奥州市前沢地域及び一関市東山地域、平泉町で行うもの。

地上散布は、令和4年度に実施した奥州市前沢地域及び一関花泉地域、平泉町に加えて、<mark>陸前高田市高田松原の防潮林で実施するもの。</mark>

		令利	04年月	度(実統	漬)					令和5年度(計画)	
	市町村名	特	別防	除	地上	特	別防	除	地上	#L+-> +>	
'	11 11 11 11	一般散布	ガンノズル	計	散布	一般散布	ガンノズル	計	散布	散布予定 時 期	主な散布 場 所
		ha	ha	н	ha	ha	ha	ĦΙ	ha		,,,,
奥州	前沢地域	ı	6	6	1	-	6	6	1	特別:6月中旬 地上:①6月上旬②7月中旬	月山神社
市	計	0	6	6	1	0	6	6	1		
	花泉地域	-	-	-	29	-	-	-	29	地上:6月上旬	悪法師、林の沢
関市	東山地域	I	10	10	4	1	10	10	4	特別:6月中旬 地上:6月上旬	猊鼻渓
	計	0	10	10	33	<u>0</u>	10	10	33		
-	平泉 町	10	1	10	3	10	l	10	3	特別:6月中旬 地上:①6月上旬②7月中旬	毛越寺
陸	前高田市	_	_	_	_	_	_	_	5	地上:6月上旬	高田松原
	合 計	10			36	10	15	25	41		

注1) ①は第1回目散布、②は第2回目散布を示す。

注2) 単位未満を四捨五入しているため、合計は必ずしも一致しない。

2 令和5年度薬剤散布計画

(1) 実施時期

ア 特別防除 6月中旬

イ 地上散布 第1回目:6月上旬、 第2回目:7月中旬

(2) 使用薬剤

スミパイン乳剤 (MEP)、スミパイン MC (MEP)

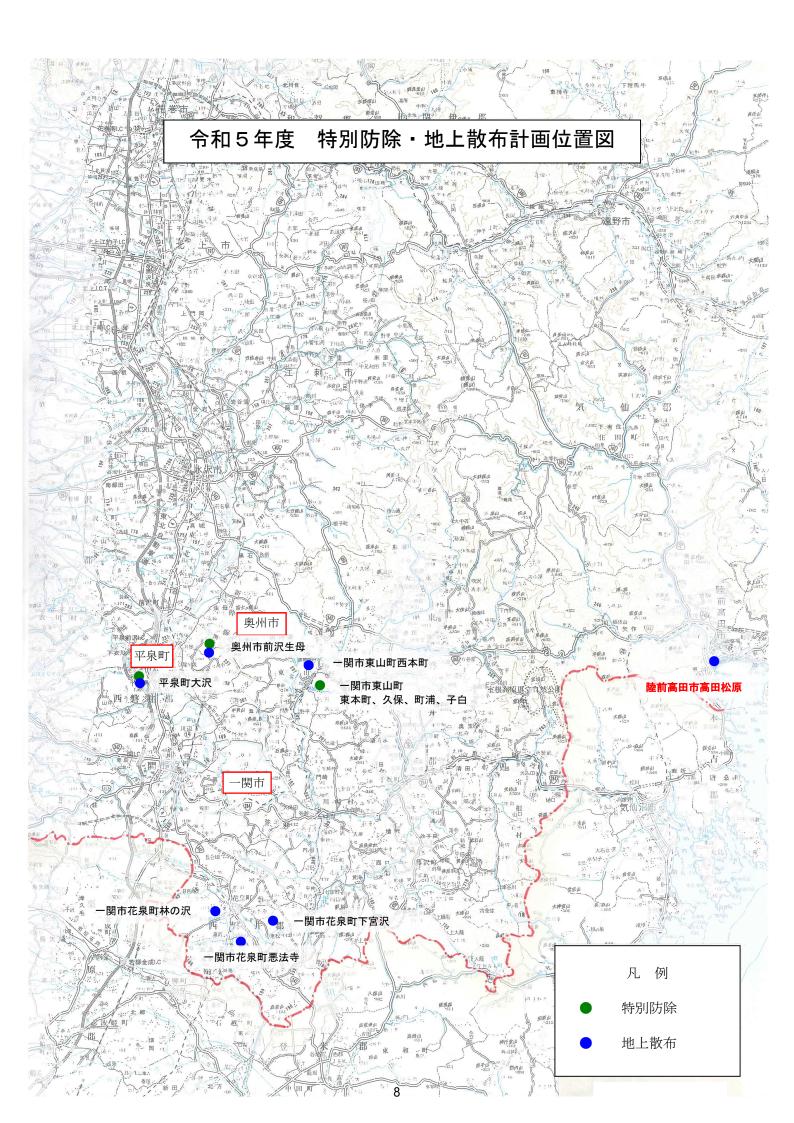
(3) 危害防止のため措置する事項

ア 散布計画の事前連絡

- ① 市町村は、森林病害虫等防除法に係る国の通知に基づき設置する地区連絡協議会を 通じて農業・水産業関係者を含む関係者に対し、薬剤散布計画を周知
- ② 散布区域近隣の住民、農家に対しては市町村から文書等により通知
- ③ 県養蜂組合及び県養蜂組合組合員以外の養蜂関係者に対しては、森林整備課から 文書により通知
- ④ 有機農産物認証機関、岩手県特別栽培有機農産物認証機関には、森林整備課から通知
- ⑤ 一般住民に対しては、市町村が広報、防災無線等によりお知らせ
- イ 薬剤散布の適切な実施についての指導

森林整備課は、振興局等、市町村、作業実施主体に対して、関係法令の遵守、農薬による危害の防止、ポジティブリスト制度への対応など、薬剤散布の適切な実施を指導

- ウ 散布当日の対応
 - ① 看板の設置により入山を規制
 - ② 監視員の配置により車両等の進入を規制
 - ③ 市町村は、受診指定医療機関を定めるなど医療緊急体制を確立
- エ 散布後の対応
 - ① 県は、自然環境等影響調査を実施〔農薬の気中濃度及び昆虫類を調査〕
 - ② 市町村は、「防除記録」記帳の徹底



令和5年度 陸前高田市地上散布計画位置図

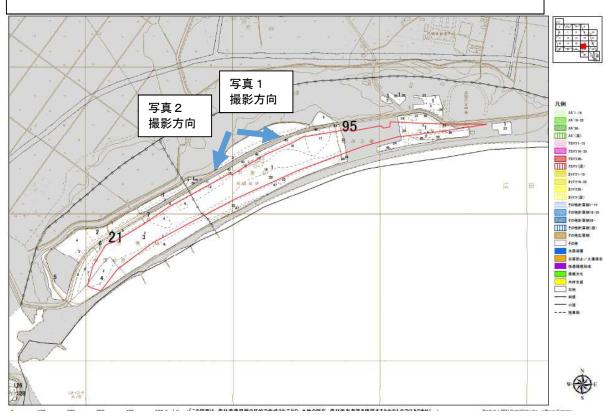




写真 1



令和5年度 松くい虫被害対策実施方針(案)について

1 目 的

松くい虫被害対策は、「岩手県松くい虫被害対策推進大綱」(平成13年12月)及び流域区分別に定める「地域森林計画」の松くい虫被害対策の方針に基づき、総合的かつ計画的に実施する。

県は、令和5年度の松くい虫被害対策を円滑に実施するため、市町村と緊密に連携し、関係機関・団体の協力を得て、それぞれの役割分担のもとに、達成すべき目標、重点的実施事項、 具体的な実施方法を明らかにした実施方針を定める。

2 達成すべき目標

- (1) 松くい虫被害の北上を阻止し、被害地域を縮小させる。
- (2) 公益性の高い重要なアカマツ林及びアカマツを重点に守る。

3 重点的実施事項

- (1) 市町村との連携による被害木の早期発見と駆除等の徹底
- (2) 被害発生状況に応じた総合的な被害対策の実施
- (3) 松くい虫被害対策の実施体制の強化
- (4) 適期に確実な駆除が実施できる労務体制の整備
- (5) 松くい虫被害防除監視帯(以下「監視帯」という。)による監視の強化
- (6) 被害先端地域から隣接未被害地域への被害拡大の防止
- (7) 松くい虫被害の県民への周知及び森林所有者等の防除活動への参画
- (8) マツ材の移動制限による被害拡大の防止
- (9) 「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」の遵守の徹底
- (10) 除伐及び間伐の的確な実施による適正な森林管理の促進
- (11) 被害木の利用促進
- (12) 樹種転換の促進
- (13) 松くい虫被害抵抗性品種の開発と普及
- (14) 有効な防除技術の定着促進
- (15) 被害対策推進のための関係機関との連携強化

4 具体的な実施方法

- (1) 市町村との連携による被害木の早期発見と駆除等の徹底
 - ア 県は、ヘリやドローンによる被害木の航空調査や松くい虫等防除監視員による地上調査、監視帯の設置及び被害木の発生予察調査・移動監視を有機的に結び付けて、被害先端地域及び重要松林を中心とした被害木の早期発見を推進する。
 - イ 県及び市町村は、被害先端地域において被害の根絶を図るよう徹底駆除に努める。
 - ウ 県及び市町村は、重要松林を松くい虫被害から守るための伐倒駆除、薬剤散布、樹幹注 入及び樹種転換を計画的に実施する。
 - エ 市町村は、薬剤の空中散布及び地上散布を実施する際は、岩手県防除実施基準等に基づき適切に行う。

- (2) 被害発生状況に応じた総合的な被害対策の実施
 - ア 被害地域区分に応じた対策の実施
 - (ア) 各被害地域区分に該当する市町村は別表のとおりとする。
 - (イ) 市町村は、それぞれの被害地域について、別表に示す発生防止目標を達成するため、 防除方針等に基づいた被害対策を実施する。
 - (ウ) 県及び市町村は、未被害地域において、被害木調査の実施と松林の健全化に努める。
 - (エ) 市町村は、先端地域において、短期間に被害の根絶を図るよう徹底駆除に努める。
 - (オ) 市町村は、隣接地域において、被害発生区域の圧縮を図るよう駆除に努めるととも に、被害拡大を防ぐため樹種転換を推進する。
 - (カ) 市町村は、高被害地域において、岩手県樹種転換促進指針に基づく樹種転換を積極的 に推進する。
 - (キ) 市町村は、隣接する市町村と被害状況や駆除方針及び対策事業などを互いに確認し、 連携を図りながら広域的な駆除に努める。
 - (ク) 市町村は、前年度の被害の発生地点を管内図に図示し、別表に示す対象地域の区分により市町村内を区分し、被害状況の的確な把握を行う。
 - (ケ) 広域振興局林務担当部及び農林振興センター(以下「県現地機関」という。) は、管内の市町村に対し、被害地域に応じた被害対策が的確に実施されるよう支援する。
 - イ 被害状況及び対策実施効果の検証実施
 - (ア)被害対策の効果的かつ着実な推進のため、市町村は、被害発生状況、被害区域、高度 公益機能森林等の対象森林、被害防除監視帯、被害木駆除等防除の実施状況を管内図に 表示し、対策の実施結果及び効果を明らかにする。また、これらを踏まえて被害対策の 実施結果を検討、評価し、必要に応じて改善を図る。
 - (イ) 県現地機関は、上記(ア)の実施について必要な支援を行い、管内関係機関・団体等と ともに改善を図る。

(3) 松くい虫被害対策の実施体制の強化

- ア 県現地機関は、管内の関係市町村と連携して被害対策実施方針を定め、関係機関・団体 等と一体となって、被害対策の着実な実施を図る。
- イ 市町村は、アカマツ林の所有者等から、被害木の伐倒駆除の承諾を得るとともに、適期 に効果的な駆除を行えるよう、防除対策の必要性を説明する。
- ウ 市町村は、発見されている被害木について、徹底した駆除を実施するよう努めるととも に、県現地機関は、市町村が被害木の駆除を確実に実施できるよう支援する。

(4) 適期に確実な駆除が実施できる労務体制の整備

- ア 市町村は、被害が広範にわたる場合や被害量が甚大な場合等には、被害発生地を地区割 し、複数の事業体に分割発注するなど、適期に駆除するための労務確保に努める。
- イ 県現地機関は、駆除作業の準備段階で、管内の市町村の労務体制について具体的に把握 し、労務を確保できるよう努める。
- ウ 県は、防除事業の適正な執行を図るため、松くい虫に関する研修会及び技術講習会を開催し、技術者等の養成に努める。

(5) 監視帯の設置による監視の強化

ア 県は、地域の状況に精通した<mark>松くい虫等防除監視員</mark>を配置し、監視帯内及びその周辺区域における被害の早期発見に努め、被害の空白化を推進する。

- イ 市町村は、監視帯及びその周辺区域の被害を短期間に根絶するよう駆除に努める。
- ウ 県及び市町村は、潜在被害木の発見に有効な「ヤニ打ち調査」を実施し、特定した感染 源を徹底駆除(山そうじ)することにより、監視帯の被害の空白化を図る。
- エ 県は、必要に応じ監視帯の区域を見直すものとする。
- (6) 被害先端地域から隣接未被害地域への被害拡大の防止
 - ア 被害先端地域から未被害地域への松くい虫被害の飛び込みに迅速に対応するため、隣接 する未被害地域の一部を対策対象松林に指定する。
 - イ 隣接未被害地域については、適期・的確な除伐及び間伐の実施等により健全な松林の造成に努めるとともに、状況に応じ樹種転換を推進する。
- (7) 松くい虫被害の県民への周知及び森林所有者等の防除活動への参画
 - ア 県及び市町村は、松くい虫被害の危険性と防除方法について、正しい理解が得られるよう広報活動を行う。また、被害の発生状況や防除対策に関する情報を積極的に提供し、森 林所有者、地域住民等が防除活動に協力・参加する意識の高揚を図る。
 - イ 市町村は、被害の監視、連絡、防除を円滑に行えるようにするため、集落ごとに地域の 状況に詳しい人に「連絡員」等を依頼するとともに、被害の発生、防除に対する関心を高 めるため懇談会や研修会を実施する。
- (8) マツ材の移動制限による被害拡大の防止
 - ア 県は、森林病害虫等防除法に基づく被害木(松くい虫付着丸太)の移動制限(被害木を 駆除する目的で被害区域内を移動する場合を除く)及び被害木等駆除に係る命令を県告示 により行う。また、関係者への周知、遵守の徹底を図る。
 - イ 市町村は、被害木の所有者等に対し、被害木を利用する場合には、期限内に薬剤くん蒸 や破砕等の適切な処理をしなければ利用できないことを周知し徹底を図る。
 - ウ 県現地機関は、利用の申し出があった場合、適切な処理を行うよう指導する。
 - エ 県現地機関は、<mark>松くい虫等防除監視員</mark>による丸太集積場所等の監視を通年実施し、松く い虫付着丸太の移動に伴う被害の拡大防止を徹底する。
 - オ 県は、関係機関・団体に対し、アカマツ材が被害木でない場合であっても、被害地域から県北等の未被害地域に持ち込まれることがないよう協力を要請する。
- (9) 「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」(以下「伐採施業指針」という。)の遵守の徹底

県、市町村、関係機関・団体は、各事業体及び森林所有者に対し伐採施業指針の遵守指導 を徹底する。

- (10) 除伐及び間伐の的確な実施による適正な森林管理の促進
 - ア 県及び市町村は、松くい虫被害のまん延を防ぐため、除伐及び間伐を的確に実施し、健 全なアカマツ林の造成を促進する。
 - イ 実施にあたっては、伐採木が感染源とならないよう伐採施業指針を遵守し適正に行うよ う指導する。

(11) 被害木の利用の促進

ア 県は、被害木の利用による駆除を促進するため、森林病害虫等防除法に基づく被害木の 移動制限に係る命令の対象から、被害木を駆除目的で被害区域内を移動する場合を除くも のとする。

- イ 森林所有者は、被害木を利用するときは、「松くい虫被害木等の利用駆除ガイドライン」を遵守する。
- ウ 県や市町村は、防除事業において、被害木を駆除する場合、「松くい虫被害木等の利用 駆除ガイドライン」に基づく破砕、切削、熱処理による利用駆除を促進する。

(12) 樹種転換の促進

県及び市町村は、被害まん延地域の樹種転換を促進するため、関係機関に適切な助言及び 指導を行うとともに、樹種転換の促進に資する措置一般を推進するものとする。

(13) 松くい虫被害抵抗性品種の開発と普及

松くい虫被害に抵抗性の高い品種(アカマツ)の開発を継続するとともに、高い抵抗性を 有する苗木が販売されていることから、その普及を図る。

(14) 有効な防除技術の定着促進

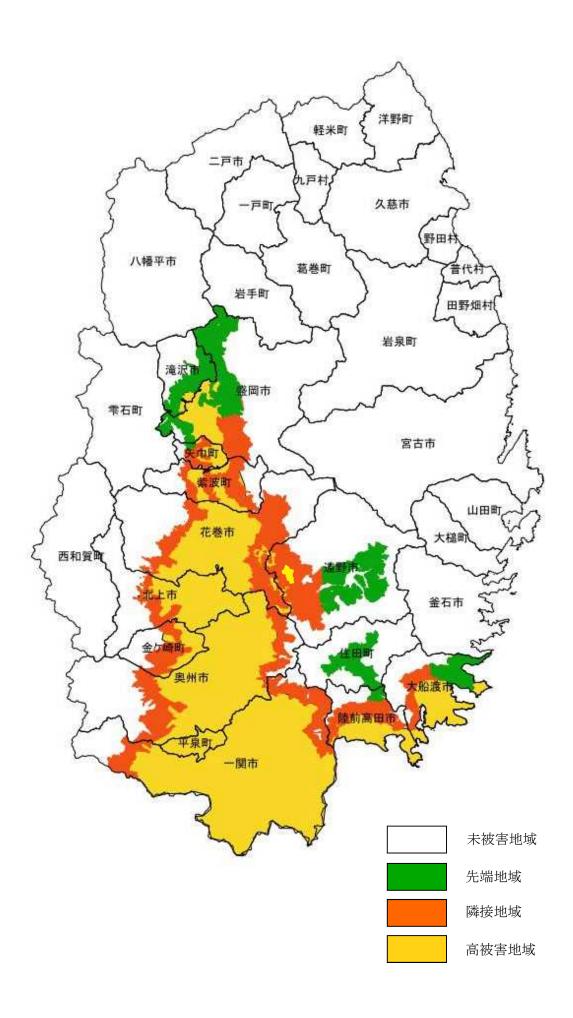
- ア 県及び市町村は、被害木の発見に有効な技術の定着を図り、被害拡大の防止、被害地域 における被害低減を図る。
- イ 被害地域において、県及び市町村は、公益性や景観上重要な松林への被害伝播を防止するため、効果的な予防、駆除技術の適用に努め、重要松林の保全に努める。

(15) 被害防除対策推進のための関係機関との連携強化

- ア 県の松くい虫被害対策は、国及び市町村並びに関係機関・団体及び森林所有者との綿密 な連携のもとに総合的な防除対策として推進する。
- イ 県は、松くい虫対策を円滑に推進するため、 県庁内及び県現地機関内に「森林病害虫 (松くい虫)被害対策推進協議会」等を設置する。
- ウ 被害拡大を防止するため、県は、未被害市町村に対しても被害及び防除対策の実施状況 を情報提供するとともに予防対策等の強化を図る。
- エ 県、県現地機関及び市町村は、松くい虫防除の実施について、隣接する県、広域振興局 及び市町村との連携の強化を図る。

別表

区 分	対象地域	該当市町村	発生防止目標	防除方針	重点防除実施方法
未被害	被害発生区域	被害地域区分図の	松林の健全化	適期に間伐等を	・被害先端地域に隣
地域	の周辺地域	未被害地域	に努め、被害	実施し、侵入を	接する場所を中心に
			の侵入を未然	未然防止する。	被害木調査を実施
			防止する。		・間伐等の計画的実
					施
先端	被害発生地域		短期間に被害	徹底駆除を行	・被害木の調査及び
地域	の先端に位置	矢巾町、遠野市、	の発生を根絶	い、再発生を阻	駆除
	し、被害が微	大船渡市、陸前高	する。	止する。	・潜在被害木調査
	弱な地域	田市、住田町のう			
		ち被害地域区分図			
		の先端地域			
隣接	先端地域と高	盛岡市、滝沢市、	被害発生区域	重要松林の保全	・重要松林及びその
地域	被害地域の中	紫波町、矢巾町、	を圧縮し、中	に重点を置き、	周辺松林で被害木
	間に位置し、	花巻市、北上市、	期的に被害の	その周辺は感染	及び感染源を重点
	発生区域が限	遠野市、奥州市、	発生を根絶化	源の駆除を行う	駆除
	られ被害量が	金ケ崎町、一関	する。	とともに、樹種	・重要松林の予防
	増加しつつある地域	市、大船渡市、陸		転換を積極的に推進し未被害地	・樹種転換の推進
	の地域	前高田市のうち被害地域区分図の隣		推進し木板音地 域への伝播を防	
		接地域		べいのは強を防	
		~· - /·			
高被害	被害の発生が	紫波町、花巻市、	被害発生区域	重要松林の保全	・重要松林及びその
地域	長期にわたり	北上市、遠野市、	を圧縮し、	に重点を置き、	周辺松林で被害木
	被害量が特に	奥州市、金ケ崎	中・長期的に	その周辺は樹種	及び感染源を重点
	多く、区域的	町、一関市、平泉	恒常的な被害の発生な想施	転換を積極的に	・重要松林の予防
	にも拡散して いる地域	町、大船渡市、陸前高田市のうち被	の発生を根絶 化する。	推進し被害の分 断化を図る。	・樹種転換の推進
	▼ 4、の配紙		Tロタる。	四元で凶る。	
		被害地域とカロの同じ			
		W. H. B 24			



1 変更の理由

監視帯に隣接する
「本国ででは、一戸町の一部で域について、被害が断続的に発生し、本県被害の先端地域であることから、監視を強化し、被害木の全量駆除を行い、未被害地域への被害の拡大を防ぐため、監視帯に追加することとする。

2 変更の内容

2 変更の内谷		
項目	変更前	変更後
1 目的	松くい虫被害防除監視帯(以下「監視帯」という。)は、監視帯内の被害木を全量駆除することにより、被害木のない状態(被害の空白地帯)とし、未被害地域への被害の拡大を防ぐことを目的とする。	同左(変更なし)
2 設置位置	監視帯は、被害が点在している先端 地域と未被害地域の境に設置し、概ね 2km~7km幅とする。	同左(変更なし)
3 区域	盛岡市、岩手町、矢巾町、紫波町、滝沢市、花巻市、北上市、奥州市、金ケ崎町、一関市、大船渡市、陸前高田市、住田町、遠野市のうち別表に示す区域のとおり。	盛岡市、岩手町、矢巾町、紫波町、滝沢市、花巻市、北上市、奥州市、金ケ崎町、一関市、大船渡市、陸前高田市、住田町、遠野市、季石町、一戸町のうち別表に示す区域のとおり。
4 対策の目標	監視帯内を被害の空白地帯とすることにより、将来的には監視帯を内側に移動させ、被害地域を縮小させていく。	同左(変更なし)
5 対策の基本	監視帯内を被害の空白地帯にする ため、監視帯内の松林は全て対策対象 松林に指定することにより、国庫補助 事業等を積極的に活用し、 ①毎年度全量駆除を徹底する ②ヤニ打ちの手法を有効に活用し て潜在被害木を徹底して駆除する	監視帯内を被害の空白地帯にするため、監視帯内の松林は全て対策対象松林に指定することにより、国庫補助事業等を積極的に活用し、①毎年度全量駆除を徹底する②ヤニ打ちの手法を有効に活用して潜在被害木を徹底して駆除する。③航空機やドローンを活用して被害木を早期に発見する
	等の対策を講じていく。 また、監視帯への飛び込み被害を防止するため監視帯の内側 2km は継続した駆除を実施する。 なお、守るべき松林は地上散布等により保全を図り、樹種転換を図るべき松林は生立木除去等により積極的に樹種転換を図る。	等の対策を講じていく。 また、監視帯への飛び込み被害を防止するため監視帯の内側 2km は継続した駆除を実施する。 なお、守るべき松林は地上散布等により保全を図り、樹種転換を図るべき松林は生立木除去等により積極的に樹種転換を図る。

松くい虫被害防除監視帯の区域

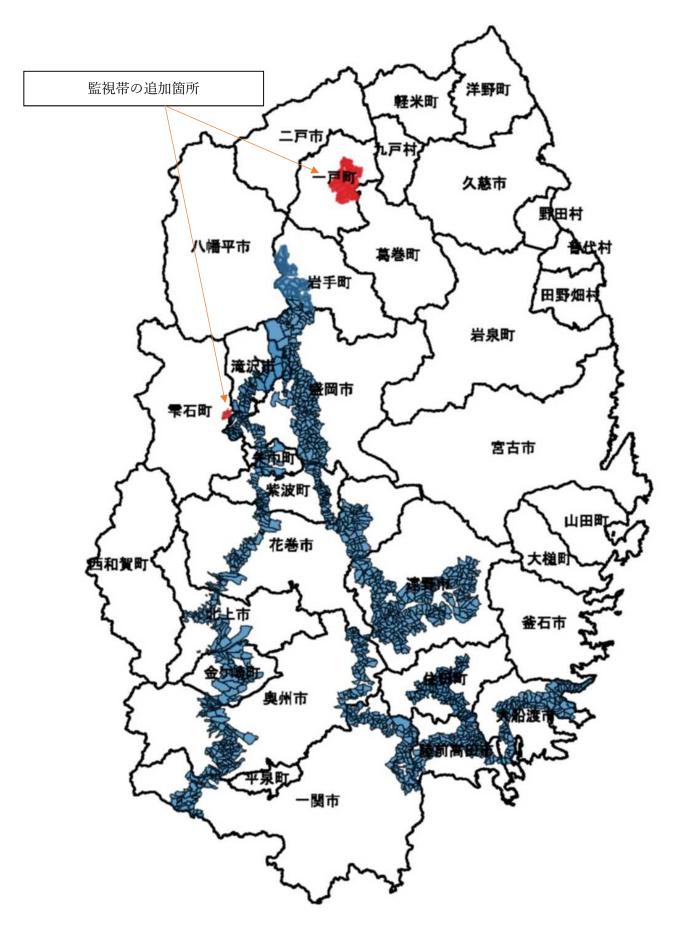
※朱書きのとおり追加

	1								※朱書き	のとわり	ノルル
	市町村			区均		林 现	E 番	号)			
		113,	114、	115,	116、	117、	118、	119、	120,	121,	122 、
		123,	124,	125,	126、	127、	128、	129,	130,	133、	134 、
		135、	136,	137、	138、	139	140、	141,	142	143,	144 、
		145	146,	147、	148、	149、	150、	151,	152	153,	156 、
		157、	162,	163、	164、	165	166	167、	168	169、	170
		171	181,	182	183,	184,	185	186	187	188,	189
		190	192,	193	195	196,	197	198,	199、	200,	201
		202	203,	204	205	206,	207	208,	209	210,	211 、
		202,	214,	215,	216,	217,	218,	219,	220,	221,	222 、
		213,	224,	225,	226,	227,	228,	229	230,	231,	232 、
	盛岡市	237,	238,								
	盆凹口			325、	326,	327	328,	329,	330,	331,	332 、
		333、	334,	335,	336、	337、	338、	339,	340、	341、	342 、
		343、	344,	345、	346、	347、	348、	349、	350、	351、	352 、
		353、	354、	355、	356、	357、	358、	359、	370、	371、	372 、
		374、	375、	376、	377、	378、	379、	381,	382、	383、	384 、
		385、	386,	1001,	1002、	1003,	1010,	1011,	1012、	1013,	1014、
		1015,	1016,	1017、	1018,	1019、	1020,	1021,	1022	1023	1024 、
		1025,	1026,	1027、	1028	1029,	1030,	1031,	1032	1033	1034 、
		1035,	1036,	1037、	1038	1039,	1040,	1041,	1059	1060	1061 、
		1062、	1068,	1070、	1114、	1115,	1116,	1117,	1118,	1119、	1120 、
		1121,	1122,	1123,	1124、	1125,	1126				
	<u>雫石町</u>	<u>151, </u>	<u>152</u>								
		1,	2,	3,	4,	5,	6,	7,	8,	9、	10 、
	岩手町	11,	19、	20,	21,	22,	23,	24,	25,	39、	40 、
		41	56、	57、	58、	59、	60、	287,	288 、	289	
	左中間	1,	2,	3,	4、	5,	6,	7,	8,	9、	10 、
	矢巾町	11,	12,	13,	14、	15、	16、	17			
		8,	9,	10,	11,	12,	13,	14,	15,	16,	17、
		18,	19,	40,	41、	42,	43、	44,	45、	51、	52、
	Ible Valla III-a	53 、	55 、	56、	57、	58 .	59 、	60,	61、	62、	68、
	紫波町	78 .	79 、	80,	81、	82、	90、	91,	92、	119、	120 、
		121,	122,	127、	128、	129、	130、	133,	134、	135、	137、
		140,	141、	142	143	•	,	•		,	
		35,	36,	37、	38,	39、	40、	41,	42、	43、	48、
		49、	50 .	51、	52、	53、	54、	55,	63、	64、	65
	滝沢市	66,	67,	68,	69、	70,	72、	73,	74、	75、	76 、
		77、	78,	79、	80,		82,	83,	84、	85	10 \
		3,	4.	5,	6,	7,	8,	9,	10,	11,	13 、
		14.	15,	16,	33,	34,	35,	36,	37,	38,	39、
	花巻地域	40,	41.	42,	43、	44.	45 、	55 ,	56、	57、	58 、
花		59、	65,	66,	94、	95	7U,	55,	υυ,	01,	υο ,
'		1018,	1019,		1021,		1023,	1024,	1028,	1029、	1030 、
				1020		1022,					
巻		1031、	1032,	1033、	1034	1035,	1038、	1039,	1080,	1081,	1082 、
	大迫地域	1083、	1084,	1085	1103,	1104,	1105	1106,	1107、	1108,	1109、
		1110,	1111,	1112,	1113,	1114,	1115,	1116,	1117、	1126,	1127
市		1128,	1129,	1130、	1131、	1143,	1144、	1145,	1146,	1147、	1148 、
	子 哲 於 151.1 5	1149,	1150,	1151、	1153、	1154	2022	0000	0000	2266	00.40
	石鳥谷地域	2023、	2024、	2025、	2026、	2027、	2028、	2029,	2038、	2039、	2040
	東和地域	3006									

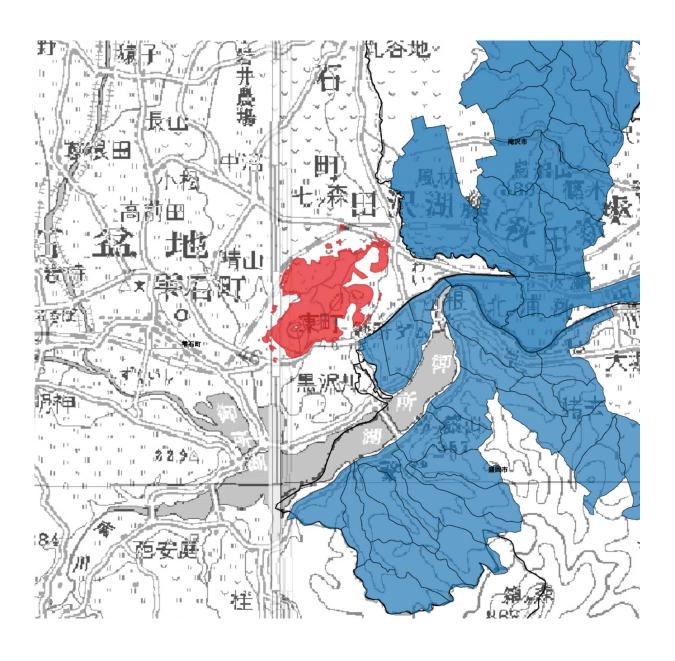
	市町村			区域	j (林	·····································	号)			
		111,	112,	113,	114,	115、	116,	120,	121,	122,	123 、
	₁ν ι±	125、	126,	127、	128,	129、	130、	131,	132、	133、	134、
	北上市	135、	136、	137、	138、	139、	140、	142,	143、	144、	145、
		148									
		1113、	1114,	1115、	1116、	1117、	1118、	1119,	1120,	1121,	1122 、
		1123、	1124,	1125、	1126、	1127、	1128、	1129,	1130、	1131,	1135、
	江刺地域	1136、	1137、	1138、	1139、	1140、	1141、	1142,	1150、	1151、	1152、
		1153、	1154、	1155、	1186、	1194、	1195、	1196,	1200、	1214、	1215、
奥		1216、	1217,	1218、	1219、	1221,	1222,	1226,	1248,	1255	
	4-1 40 00 00	3011,	3012,	3013,	3014,	3016、	3017、	3018,	3019、	3020,	3022 、
LLL	胆沢地域	3023、	3026、	3027、	3055、	3057、	3058、	3059、	3060、	3064	
州		4021,	4022、	4023、	4024、	4025、	4026、	4027、	4029、	4030、	4033 、
		4037、	4038,	4039、	4040、	4041、	4042、	4043,	4044、	4045、	4046、
市		4047、	4048,	4049,	4050、	4051、	4052、	4053,	4054、	4055、	4056
	衣川地域	4061,	4062,	4063,	4064,	4065,	4066,	4067、	4068,	4069、	4070
		4071、	4072、	4073、	4074、	4075、	4076、	4077、	4078、	4079、	4080 、
		4081,	4084,	4085、	4086,	4087	4088,	4089	4096	4100	4102
		4104	4121,	4122、	4123	4124	4125	4126,	4127	\	- \
		8,	11,	12,	13,	14,	18,	29,	30,	31,	33 、
	Λ /l. + m→	34、	35,	37、	38,	39、	40,	41,	42,	43、	44 、
	金ケ崎町	45、	46、	47、	48、	49、	50、	51,	52、	55、	56 、
		59、	60,	61、	80,	82	•	•	•		
		192,	193,	232,	233,	234、	235、	236,	237、	238,	239 、
	HH 1.1 1 N	240,	241,	242,	243,	244	245,	246,	248,	249	252 、
	一関地域	253、	270,	271,	272、	273、	274、	275,	276	277	278
		280	282,	283,	284、	285、	286、	302	,		,
_		2064,	2065,	2066,	2067,	2068,	2069、	2070,	2071,	2072、	2076 、
		2077	2078	2079	2080	2081	2082	2083	2084	2097	2098
		2099	2100,	2101,	2102	2103	2125	2127	2128,	2129	2130 \
関		2131,	2132,	2133,	2134,	2135	2138,	2139,	2140	2238	2239
	大東地域	2240,	2241,	2242	2243	2244,	2245	2246,	2247	2248	2249
市		2250,	2251,	2252	2253	2255,	2256	2257	2258	2259	2260
113		2261,	2262,	2263,	2264	2265,	2266	2267,	2268,	2269	2270
		2271,	2272,	2273,	2274	2275,	2276	2201,	2200,	2203,	2210
	千厩地域	3019	2212,	2210,	2211,	2210,	2210				
	室根地域	5006、	5011,	5012、	5013、	5014,	5015、	5016,	5017		
	主抵地域	12,	13,	14,	15,	16,	21,	22,	23,	24,	25 、
		26,	27,	28,	29,	30,	31,	35,	111,	112,	113 、
		114、	115,	116,	117、	118,	119	120,	121,	122,	123 、
		124,	125,	126,	127,	128,	129	130,	131,	132,	133 、
		134,	135,	136,	137	138,	139	140,	141	142	143 、
	大船渡市	144,	268,	269	270	271,	272	273,	274	275	276
		277						283,			
			278,	279、	280	281,	282、		290、	291,	292 、
		293、	294,	295、	296、	297、	298、	300,	310,	311,	312 、
		313,	314,	315,	316,	317、	318	319,	320、	321,	322 、
		323	324,	325,	326、	327、	328,	329,	330	9.1	40
		23、 50	24, 51	25、 52	26、	27、	28、 56	29, 57	30,	31,	49 、
		50、	51,	52、	53、	55、 65	56、	57、	58、	59、	60 、
		61、	62,	63、 72	64、	65、	66 、	67,	68、	69、	70、
陸前高田市		71、	72,	73,	74、	75、	76、	77、	78、	79、	80、
		81,	82,	83,	84、	85,	86、	87、	88,	89、	90、
<u> </u>	笠削 南田 川 📗	92、	93,	97、	98、	99,	100、	102,	103、	106,	107
<u> </u>	笠削市田川				440	100	10:	10-	100	10-	100
<u> </u>	笠川市田川	110,	111,	112,	113、	163,	164、	165,	166、	167、	168 、
<u> </u>	密制 前 田 111	110、 169、	111、 170、	112、 173、	174、	175,	176,	177,	178、	179、	180 、
<u> [32</u>	選削 筒 田 口	110,	111,	112,							

	市町村			区域	(林 班	番	号)			
		1,	2,	3,	4,	5,	6、	7,	10,	11,	12 、
		13,	14,	29、	30,	38,	39、	40,	41,	42,	43、
		44、	45、	46、	47、	50、	62、	64、	68、	69、	70、
		71、	72,	73、	74、	75、	77、	78,	79、	81,	82、
	住田町	83,	84,	85,	88,	89、	98、	99,	101、	102、	123 、
		124,	125,	126、	127、	128,	129、	131,	137、	139、	179、
		180,	181,	182、	183、	184、	185、	186,	206、	207、	208、
		209、	210,	211,	212,	230,	231,	245,	246、	310、	311、
		312、	313,	314、	315、	316					
		1,	2,	3,	5、	6,	7、	8,	9,	11,	12、
		13,	14,	15,	16,	17,	18,	19,	20,	21,	22 、
		23,	24,	25,	26,	27,	28,	98,	99、	100,	101 、
		102,	103,	104、	105、	106、	107、	108,	109、	110,	111 、
		112,	113,	114,	115、	116,	117,	118,	128,	129、	130 、
		135、	136,	137、	138,	139、	140,	146,	147、	148,	149 、
	遠野地域	150、	151,	152、	153、	154 、	155、	156,	157、	158、	159、
		160、	161,	162、	163、	164、	165、	166,	167、	168、	169、
		170、	171,	172、	173、	216,	217、	218,	219、	220,	221 、
		222,	223,	224,	225、	226,	227、	228,	229、	230、	231 、
遠		232、	233,	234、	235、	236、	237、	238,	239、	240,	241 、
野		242,	243,	244,	245	246、	248,	251,	252、	253、	257 、
市		258、	259、	260,	261,	264、	265、	266,	267、	268、	270 、
		271,	284,	285、	286、	287、	288,	289,	290、	291,	292 、
		293、	294,	298、	299、	300、	301、	302,	303、	304、	305 、
		306、	307								
		1002、	1003,	1004、	1005、	1006、	1007、	1025,	1026,	1027、	1028、
		1036,	1039,	1040,	1041,	1042、	1043、	1044,	1045,	1046,	1051、
		1052,	1053,	1054、	1063、	1064、	1065、	1066,	1067、	1068、	1069、
	宮守地域	1070,	1071,	1072、	1073、	1074,	1075 、	1076,	1090、	1091、	1092、
		1093、	1094,	1095 、	1096、	1097、	1098、	1099、	1100、	1101,	1102、
		1103、	1104,	1105、	1106、	1107、	1108、	1109,	1110,	1111,	1112、
		1113,	1114,	1115、	1116、	1117、	1118,	1119,	1120、	1121,	1122
		<u>62</u> <u>. </u>			<u>65</u> <u> </u>						
	<u></u>	<u>92, </u>			<u>95, </u>	<u>96 , </u>	<u>97, </u>				
	<u>一戸町</u>	<u>102</u> ,			<u>114</u> ,		<u>116</u> ,				
		<u>121</u> ,	<u>179</u> <u>.</u>	180	<u>181</u> .	<u>182</u> ,	<u>183</u> <u> </u>	<u>184</u> .	<u>185</u> ,	<u>186</u> ,	<u>187</u> <u> </u>
		<u> 188</u> ,	<u> 190 , </u>	<u> 191 , </u>							

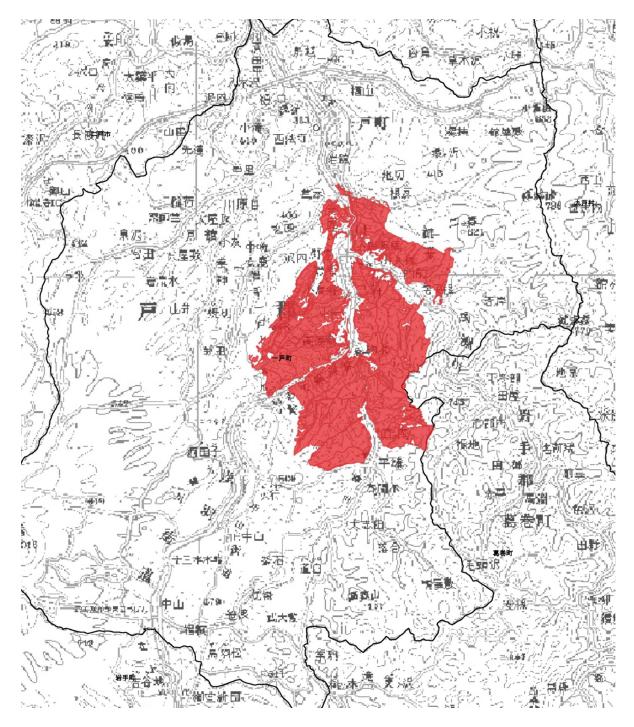
監視帯の概要図 (全体)



監視帯の概要図(雫石町)



監視帯の概要図 (一戸町)



松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針の一部改正(案)について

(平成21年4月16日森整第 65号)

(改正 平成22年3月17日森整第970号)

(改正 平成23年2月18日森整第842号)

(改正 平成24年4月13日森整第 52号)

(改正 平成 26 年 2 月 20 日森整第 768 号)

(改正 平成27年3月3日森整第799号)

(改正 令和 年 月 日森整第 号)

1 趣 旨

松くい虫被害の拡大防止を図り、健全なアカマツ林を造成するため、「岩手県松くい虫被害対策推進大綱」による総合的な被害対策を推進するとともに、この指針に基づき、アカマツ林の除間伐及び主伐並びに土木工事等におけるアカマツ支障木伐採等の適正な伐採施業について指導するものである。

2 地域区分

松くい虫被害(マツ材線虫病)の発生状況及びマツノマダラカミキリの生息分布 状況を勘案し、次のとおり地域区分を行う。

地域名	指定要件	地域の範囲
被害地域	松くい虫被害(マツ材線虫病) が継続して発生している地域。 ただし、標高おおむね 500m以 上を除くものとする。	盛岡市、滝沢市、矢巾町、 紫波町、花巻市、北上市、奥州市、 金ケ崎町、一関市、平泉町、 大船渡市、陸前高田市、住田町、 遠野市
周辺地域	被害地域に接する地域で、マツ ノマダラカミキリの生息が確認さ れるなど警戒を要する地域。 ただし、標高おおむね 500m以 上を除くものとする。	
その他の地域	上記以外の地域。	上記以外の市町村

3 施業指針

地域区分別の施業指針は、次のとおりとする。

なお、この指針は主伐と生産間伐を基本としている。切り捨てした除間伐木については、本 表の残材と同じ処理をする。

地域区分	伐採時期	処	理 方	法	- 備 考
地域区分	汉 休时别	造材丸太	残 材	枝 条	一 佣 与
	4月 ~ 5月	6 月に入る前に 林外に搬出する こと。	剥皮、焼却、林 外搬出処分、薬剤 散布又は破砕する こと。	焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破砕すること。 ただし、最大径3cm以下のものは放置してもよい。	薬剤散布はなるべく避け、散布する場合は県の指導を受けること。 破砕は、チッパーにより行い、厚さ15mm以下とすること。
被害地域及び	6月 ~9月		~	広域振興局林務部、農 けること。	6月~9月に新しい皮付丸太を放置すると、 松くい虫の繁殖原、感染源となる。
周辺地域	10月 ~11月	通常の施業でよい。	最大径 20cm 以上 のものは、1m以 下に玉切って乾燥 しやすいように残 置すること。	放置してもよい。	「マツ伐倒時期安全確認調査」を実施した場所においては、安全が確認された時期、方法に従って施業するこ
	12月 ~1月	通常の施業でよい。	1m以下に玉切っ て乾燥しやすいよ うに残置するこ と。	左に同じ。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置し てもよい。	と。 (調査方法は別紙 のとおり)
	2月 ~3月	通常の施業でよい。	剥皮、焼却、林外 搬出処分、薬剤散 布 <mark>又は破砕</mark> するこ と。	左に同じ。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置し てもよい。	
その他 の地域		通常の施業でよ い。	左に同じ。	左に同じ。	

4 その他

- (1) 被害地域及び周辺地域の標高おおむね 500m以上の林分であっても、マツノマダラカミキリの生息している林分と近接している場合は、標高おおむね 500m未満の地域に準じる。
- (2)被害地域及び周辺地域においては、被圧木、衰弱木枯損枝、暴風雪その他の原因による枯損木は、速やかに処理する。
- (3)被害地域及び周辺地域においては、隣接林分(おおむね 200m以内)の連年施業は避けること。
- (4) クロマツについても本指針に準じて施業する。
- (5) この指針により難い場合には、別添の「マツ伐倒時期安全確認調査方法書」による調査結果によって施業すること。

マツ伐倒時期安全確認調査方法書

1 目的

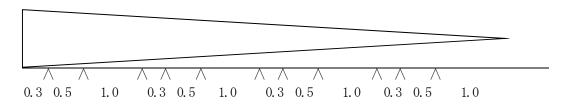
最近、アカマツの除間伐木や主伐残材あるいは、被害枯損木が松くい虫被害の増殖、感染源となっていることが明らかにされた。

このため、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」に基づいて施業の指導を進めると ともに、地域の立地環境により、伐採時期、施業方法を弾力的に運用するため、本調査を実施す る。

なお、この調査の結果は、当面、調査場所にのみ適用するものとする。

2 調查方法

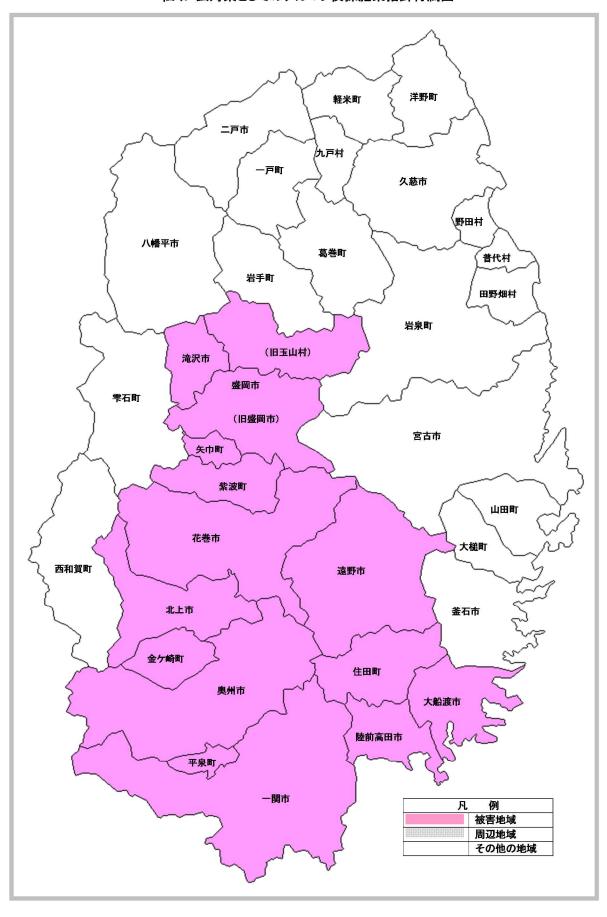
- (1) 10月~翌年5月までの各月の20日に供試木2本を伐倒し、各々1.0、0.5、0.3mに玉切り、 林内に放置する。
- (2) 翌年10月に各供試丸太に対するマツノマダラカミキリの寄生状況を調査する。
- (3) 供試木の玉切り方法は、次のとおりとする。



時期別伐倒木調査とりまとめ表

地力	加	興局名								担	当	者名	7						
林	所	在地	I							事	業区、	林恆	£						
況・地	樹	種			林	齢	ì		年	平	均胸	高直徑	Z E		сm	平均	樹高		m
地況	方	位			標	髙	i		m	備		Ż	N. S.						
				調			查	Ē.			ř	結				果			
伐	(大) 倒 供試木の 1.0m 材 マツノマダラカミキ 寄生密度本数				ミキリ	供試	マツ). 5m ノマダ 密度本	ラカ	ミキリ	供試	マツ	0.3m 材 マツノマダラカミキリ 寄生密度本数						
年		月	日	胸高直径	本数	0	+	++	+++	p 4.		+	++	+++	p		+	++	+++
有	Ē	月	日	No.1 No.2 計															
年	Ē.	月	日	No.1 No.2															
年	Ē.	月	日	No.1 No.2 計															
0 + ++ ++	0 寄生なし + 1 匹 + 2~5匹 注)1 判定 ク幼虫、あるい材材 注)2 カラ (株)							カラン	フトと 業技術	マダラ テセンク	がは半別 ターで食	不能 育し	リ判定ので、 なので、 て判定 い。 (á	区別 する)	しなく	てもよ			

松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針付属図



高度公益機能森林等の区域の変更(案)について

1 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域

松くい虫等を防除し又はそのまん延を防止することにより、森林資源として重要な特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するため、森林病害虫等防除法第7条の5に基づき、都道府県知事が森林審議会及び関係市町村長の意見を聞いたうえで指定する区域。

2 変更の内容

- (1) 盛岡市の被害拡大防止森林の一部について、高度公益機能森林に変更し、守るべき松林として防除を 促進するもの。併せて、高度公益機能森林の一部について、駆除と樹種転換との組合せによる一体的かつ 効率的な防除対策を促進するため、被害拡大防止森林に変更するもの。
- (2) 矢巾町の高度公益機能森林の一部について、被害がまん延していることから区域から除外するもの。また、被害拡大防止森林の一部について、樹種転換等により松林ではなくなったことから区域から除外するもの。併せて、高度公益機能森林の一部について、駆除と樹種転換との組合せによる一体的かつ効率的な防除対策を促進するため、被害拡大防止森林に変更するもの。
- (3) 遠野市の高度公益機能森林の一部について、駆除と樹種転換との組合せによる一体的かつ効率的な防 除対策を促進するため、被害拡大防止森林に変更するもの。

3 高度公益機能森林等の区域の変更

市町村別の区域変更

市町村	高度	を公益機能森材	(ha)	被害	F拡大防止森林	(ha)
川 四	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減
盛岡市	2, 048	2,016	-32	323	355	32
滝沢市	128	128	0	137	137	0
雫石町	11	11	0	168	168	0
岩手町	20	20	0	284	284	0
紫波町	271	271	0	421	421	0
矢巾町	45	41	-4	45	44	-1
奥州市	1, 138	1, 138	0	677	677	0
金ケ崎町	298	298	0	23	23	0
花巻市	269	269	0	223	223	0
北上市	117	117	0	35	35	0
遠野市	2, 882	2, 381	-500	1, 180	1, 681	500
一関市	2, 134	2, 134	0	283	283	0
平泉町	48	48	0	19	19	0
大船渡市	45	45	0	62	62	0
陸前高田市	37	37	0	165	165	0
住田町	24	24	0	183	183	0
一戸町	42	42	0	318	318	0
計	9, 557	9, 021	-536	4, 546	5, 078	531

注 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと増減、合計は必ずしも一致しない。

1 区域の指定及び変更(該当市町村のみ記載) (1)高度公益機能森林の区域等

※朱書きのとおり、指定又は削除。	保全目的		水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	土砂崩壊防備保安林	保健保安林	砂防指定地	都市計画区域風致地区	水源かん養機能	木材生産機能
※朱書きの	面積(ha)	6	180	91	0	8	33	4	128	1142
(1)局度公益機能森杯の区項等	区	21.22.55.56,	84林班6.92林班1~3·5·7·12~15.93林班3.94林班4.106 林班1~5.107林班7·12·13.108林班1.109林班4·6·7.132 林班8·11·12·22·25.218林班4·5·6·7·8·10.341林班 10.348林班5~7·14·16·24·25.350林班5·12·14·16·24· 28.357林班37.375林班9.377林班48·49·50.381林班 37.1045林班4.1046林班52.1111林班2.1127林班1	76林班1.85林班1.96林班2-4.98林班1~5.99林班5.101 林班5.110林班1~2.8.162林班2-3.4.198林班15.30.199 林班16.201林班23.213林班1.1045林班34~36.1043林班 1.102林班2.198林班12	224林班22	377 林班54	208林班12	135林班1.2.10.11.12.13.17.18.19.21	141 体班2.9. 143 体班9.10. 14.13. 147 林班15. 154 林班 14. 155 林班8. 170 林班30.53. 184 林班2. 197 林班5. 9.11. 30.38-43.44 46-48-50.51. 198 林班2. 23. 199 林班10. 200 林班3.4.9. 201 林班3.6. 10.16.17 20.21. 201 林班3.6. 10.16.17 20.21. 201 林班3.6. 10.16.17 20.21. 201 林班3.6. 37. 215 林班4. 325 林班4. 325 林班4. 325 林班4. 325 林班4. 325 林班4. 325 林班4. 357 林班7. 388 林班2.12.4. 370 林班8. 378 林班10.3. 49. 379 林班8. 23. 88 林班3.3. 5.6. 10. 12.18. 21. 23. 24. 25. 39. 49. 57. 66.68 77. 78. 382 林班10. 383 林班3.11. 12. 31. 48. 49.55. 74. 79. 85. 86. 385 林班4. 96. 1001 林班5. 25. 60. 1007 林班7. 1012 林班5. 31. 47. 20. 24. 31. 68. 41. 012 林班4. 32. 31. 1015 林班3. 31. 054 林班4. 31. 1053 林班3. 1054 林班4.1. 81. 1079 林班5. 1063 林班3. 1084 林班3. 1085 林班3. 1090 林班21. 24. 25. 1091 林班3. 1092 林班3.3. 38. 33. 33. 33. 33. 34. 34. 35. 100 林班5. 1125 林班3.3. 38. 33. 38. 33. 33. 34. 34. 35. 56. 1098 林班3. 1100 林班5. 1125 林班3.3. 38. 34. 34. 35. 56. 1098 林班5. 1100 林班5. 34. 34. 34. 34. 34. 34. 34. 35. 38. 34. 34. 34. 34. 34. 34. 34. 34. 34. 34	76林班5·7,84林班3·4·10.85林班5·6·8.86林班2·5·10·11.88林班9·11.89林班1.90林班1·3·4·9.92林班4.93林班1.90林班1·3·4·9.92林班4.93林班1.90林班1.304年至4.101林班2·8·8·8·8·8·8·8·8·9·10·10.294林班2.994林班2.1004林班2·4.1014年近4.1054班1·3·4·8·13·14·22·28.1034年近4.1054班1·4·5·13·14·19·21.1124林班2.1104林班4·15·17.1324班3·9·9·10·13·14·17.1544班6·11·21·23.1554年近5·15·8·40·13·14·104班6·8·12.1914班1·3·8·9·2344班1·3·8·9·2344班3·3·2341·4·1044林班4·5·7.2424441·106·42-30·30·32-34·37.23544班1·3·10144年3·3·3·3·41·43·46·54·56·16·7·7·47·7·7·8·8·8·9·9·3·1004林班1·6·213·20·22·26.1005本班1·3·1064年至1·26·3·40·44·4·8·1005本班1·22·3·3·3·41·42·51·53·54·57·69·1007林班1·4·8·1008林班1·2·5·9·15·1009林班1·2·3·28·30·39·42·44·
(一) 『阿姆公肖额	市町村								超上	

保全目的	4生産機能) 1年度機能
面積(ha)	(1142)
対	1020株班6・8・23・24・27・62・63・73・112・124・139・163・164・168・187・282・205・206・205・216・222・229・230・310・363・369・375・378・230・310・319・325・329・369・369・40・403・411~413・1022株班8・9・24~27・34・36・63・67・68・74・77~79・81・106・107、1023株班3・71・91・23・33・51・1025株班1・33・31・1022株班1・34・35・34・34・41・1023株班1・34・12・20・22・29・30・1026株班1・33・34・34・41・1028株班1・3・12・12・22・29・31・30・13・31・31・31・31・31・31・31・31・31・31・31・31・
M	1020林班6・8・23・24・27・62・63・73・112・12+139・1 164・168・187~189・205・206・215・216・222・224・22 230・233~235・248・250~254・256~265・267・270・294・300・310・310・39・31・38・39・37・39・31・38・38・38・38・38・38・38・38・38・38・38・38・38・
市町村	描 注 数

保全目的	水源かん養・生活環境 保全機能	水源かん養・生活環境 保全・保健文化機能	水源かん養・山地災害 防止機能	水源かん養・山地災害 防止・生活環境保全機 能	山地災害防止機能	山地災害防止·保健文 化機能	山地災害防止·生活環境保全機能
面積 (ha)	88 * *	7 存	212 表	21 及	169	5 化	一班
区	137林班45,141朴班11-15,143林班11-12,144林班1:3· 4,148林班3,170林班26:28·36·38·41,189林班1,197林班 22·34·35·41·42,198林班7·9,199林班7·19·20,201林班 24,211林班22·32·39,215林班4,218林班3,220林班2,238林班37,294林班 22,352林班40,353林班31,354林班7-378林班13· 12,352林班40,353林班11.26,344林班7-378林班13· 28·32~35·37·40,379林班2·6·14·16,381林班26·28·36·52·65,382本班1·4·6·8,383林班2·18·20·32·72·78·84·89·18·444 -6,1013林班7-178·84·1014林班3-1016林班3-1118林班15,1125林班10	135林班23·24, 181林班3. 377林班4·34·36·39·41, 1017林 班8·29·35	209林班2, 337林班34, 350林班7, 352林班36, 384林班2~4·6, 385林班5·6, 1012林班7·32·33, 1070林班16, 1125林班2	209林班1,332林班17,337林班1,346林班4,372林班17,384林班1,385林班2,1011林班1·2·4,1015林班1,1070林班3,1125林班4	88本班8. 147本班9, 152本班17·19·21, 183本班34·44, 195 本班6·8, 196本班6, 197本班12·17, 198本班1, 202本班1- 2, 203本班1, 204本班3.4-6, 205本班1-16, 206本班14·15· 18·19, 207本班1-3·14, 208本班2·3·14, 210本班1-12· 13·72, 211本班4, 216本班14, 217本班14, 210本班 20, 220本班12·31.33, 221本班5~7·14~17·20, 332本班 15, 333本班3·35~37·39·48·69·72·73, 336本班23· 27, 337本班11, 338本班1, 346本班3·7, 346本班12, 352本 班15·29·35·48·49·55·59·20, 314本班2-6, 376本班 34, 384本班5·10, 385本班4·7·10~13·16·47, 386本班 26, 1001本班3, 1003本班1·12·15·17, 1009本班12~ 13. 1013本班10·25,1020本班21·80, 1022本班35·90, 1023 班3·3·89·92~93, 1061本班30~31, 1036本班30, 1038本 24, 1076本班11·17, 1118本班13, 1125本班20	1021林班14・17・24・29・37・39・57	124林班4,125林班8,128林班1,136林班9,147林班7,183 林班45,192林班14-18,193林班6,195林班2-3-9,196林班 1~3.5-8-197林班18-29,198林班4,201林班27,205林班 2.11-21,206林班12-16,210林班3-4-10-20-44,217林班2 ~4-6,218林班12-15-16,221林班22-23,224林班21,230 林班40-41,328林班21-22,329林班17-28,322林班10- 13,333林班31-44,334林班4-5-7-11-19,336林班430- 26,337林班19-26,338林班2,351林班61,353林班4-30- 10-93-100-108-148-234,3724株班 22,386林班1,1013木班3,1016林班15,1070林班2-7-
市 町 村					(盛岡市)		

市町村	区	面積(ha)	保全目的
	181林班2	0	山地災害防止·生活環境保全·保健文化機能
(盛岡市)	86林班6.87林班26.88林班12.92林班10.94 <u>林班3-</u> 101林 班1.102林班17·18.104林班1.107林班4.40 8林班3. 111林 班7.112林班1.131林班6.132林班6.154林班4~5·18.159 林班38.160林班1·15.161林班3.225林班5.234林班4·24· 39.235林班13.242林班7.1101林班43.1107林班27.1127 林班9.	43	生活環境保全機能
	持小	2,016	
	1林班48·52·61·65·77·82·83·84·94·96·97·98·116·117· 118·120·121·122·123·154·155, 3林班37·40~42·48·50· 52·59·64·75, 4林班48·49·51·52·97·113·125·142·148, 9 林班1,15林班39·75·77·79, 16林班4·41·44·50·91·96, 17 林班3·4·26·32-33·34·48·70·76~81	26	水源かん養機能
矢 中 甲	12林班30·66, 14林班90	0	水源かん養機能
	2林班3·18·27·46·47·55·57~67·75·92·105·108~110· 114·123·142, 6林班17·41, 12林班16·30~32·35·41·47· 50·58·59·67~74, 13林班1·10·11·14·17·26, 14林班25· 53~55·69·80·90	11	水源かん養・保健文化 機能
	5林班113・118・120・121・123・151	3	山地災害防止機能
	七小	41	
上 電	5本班100, 6本班39-103, 11本班54-57-58-61-72, 12本 班34-38~40-43-44-647-51~54-56-57-63~65-70~73, 13本班1, 100本班1・3-46-97-11-13-15-16-17-18-19-21-27-30-32-33-34-35-36-37-38-39-40-42-44-45-44-45-46-65-51-52-53-54-56-63-69-101+315-16-17-18-19-21-27-30-32-33-34-35-63-69-101本班1・3-5-6-59-33-34-35-36-37-38-39-40-41-42-43-49-50-51-52-53-54-56-53-69-101+42-43-45-45-56-57-58-61-65-73-76-17-102-13-14-12-13-14-12-13-14-12-13-14-12-13-14-12-13-14-12-13-14-12-13-14-12-13-14-12-13-14-12-13-14-12-13-14-12-13-14-12-13-14-12-13-14-12-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-	1, 651	水源かん養保安林

保全目的	水源かん養保安林	土砂崩壞防備保安林	土砂流出防備保安林	風致保安林	干害防備保安林·保健 保安林	水源かん養機能
面積(ha)	(1651)	22	33	1	2	113
区	167株班81-82-123-137, 168株班104, 169株班2-66-67-98-100-102-103-106-113-116-117-121-128-129-130-131-135-136-136-139-140-141-142-143-144-145-146-147-148-149-150-150-151-152-153-154-155-165-166-167-176-179-183-184-185-186-187-192-198-199-201-202-203-205, 170株班2-24-69-10-14-18, 172株班1, 139株班1, 23-5, 171株班2-3-4-6-9-10-14-18, 172株班1, 139株班12, 194株班12-2-6-105株班3-11-16, 196株班3-9-11-25, 194株班12-2-6-105株班3-11-15, 224株班3-6-27-11-15, 224株班2-3-6-22-5-225-225-225-225-225-225-225-225-	65林班15,73林班7·8,216林班30,259林班1,266林班1,267林班4·12,270林班5,1003林班3,1094林班7,1095林班43,1103林班26·27·29	29林班25-27,35林班20,117林班10,135林班21,203林班44,243林班47,267林班8·13,270林班12,1061林班1,1093林班18,1117林班61·64	233林班13	96林班15·16·18·22·23	16林斑38, 19林班4, 24林班19, 27林班40-43, 28林班16, 98 林班11, 104林班23, 105林班26, 114林班15-17-61, 115林 班22-23, 117林班11, 130林班17, 135林班4-21, 137林班 27-28-40, 138林班8, 12, 140林班29-42, 146林班1-23- 27, 147林班22, 148林班3, 149林班11-23, 151林班1, 152林 班28-52-53-55-63-81-84, 158林班12-13, 161林班7- 9, 163林班45-50-53-55-56-58, 164林班1, 3:13-43-44- 45-49-50-53-54-55-56-57-58-63-65-06-72-73-74-86- 91-92, 165林班1-2-3-5-6-9-21-46-49-50-72, 167林班 13:21-118-154, 168林班34-36-41-46-48-71-78-88- 89:90-92-94-95-98-99, 171林班88, 216林班27, 217林班
市町村	(遠野市)			(遠野市)		

甲	堂丛丛	面稽(ha)	改	⟨ +	目 的	
	6-7-9-12-13-17-22-2 8-11-12-13-30-36-38- 63-64-68-72-76, 1006 6-27-28-30-31-32-34- 6-6-7-68-70-71, 10074 26-28-29-30-31-32-33- 26-28-29-30-31-32-33- 48-49-50-62-66, 1008* 1449-28-30-32-1018* 023-45-41-22-31-38-49 18-19-20-22-31-38-49 4448, 021-48-91-12-13-1 18-19-20-22-30-11-30-28-83 448-9-11-20-22-30-11-30-22-30-10-25-30-31-30-22-30-31-30-44	(113)	水源かん養機能	% 機 機		
遊野 中	18林班22, 21林班20-41, 24林班24, 26林班9, 27林班11-15, 122.24:25-31:34, 98 林班3.11·14·15-15, 28 林班110·22.24:25-31:34, 98 林班3.11·14·15-16, 98 林班1103 林班1103 林班3.3-30.40 + 44 + 42.51.10 + 42.51.10 + 42.51.10 + 43.10 + 4	68	山地災害防止機能	事防止	黎部	
	230 林班51,1001 林班4-5-8-9,1002 林班4-5-24-25-29-32-35-36-38-94-97-98-99-100-114-133-141-142-143-144-145-147-143-141-145-148-152-1006 林班67-68-78,1007 林班4-145-148-152,1006 林班57-42-43-44-57-1027 木班3-14-15-16-17-24-27-31-32-33-63-65-66-74-107,1028 林班1-11-20-22-26-28-48,1086 林班11,1094 林班32-54-69,1118 林班2-7-9+19-20-21-22-24,1119 林班8,1122 林班46,1122 林班46,1122 林班46,1122 林班46,1122 林班46,112	т	生活環境保全機能	第保全	激 :	

保全目的	水源かん養・山地災害 防止機能	水源かん養・ 生活環境保全機能	二抽災害防止・	生活環境保全機能	水源かん養・ 山地災害防止・	生活環境保全機能	保健文化機能	生活環境保全·保健文化機能	
面積(ha)	(391)	က		1	62	rc	1	2, 381	
区	1002林班4·7·11·42·46·47·48·49·54·65·161,1004林班45,1006林班9·41,1008林班21,1018林班9·32,1023林班1026林班25·32,1028林班8·34·37,1093林班20·27·38,1095林班7·10·15,1103林班23,1118林班1·29·30·31·32,1119林班8·12,1122林班17	1004林班20·21·24, 1053林班23, 1086林班1, 1087林班10- 1 6, 1094林班20-42 , 1108林班8	216林班16·19·23, 218林班1, 226林班3·5·14, 229林班8· 24	1002林班34-93-131-132, 1027林班15, 1028林班8, 1094林 班60, 1118林班13	217林班8-22-36, 218林班1, 220林班11-19-21-23, 226林 班14, 227林班6, 228林班10	1053林班1, 1054林班15·58·60·79·56, <u>1094林班56,</u> 1103 林班28·31, 1108林班3·4·9·12·13·16·24	166林班54·81·88·89·90·91·92, 173林班1·44·55·62·64· 65		持小
	1002林班445,1006林 20, 1026林班2 38,1095林	1004林班2 16,1094林	216林班16 24	1002林班34·93·1; 班60, 1118林班13	217林班8· 班14, 2274	1053林班1 林班28·31	166林班54 65	173林班56	
中一年	(華野中)								

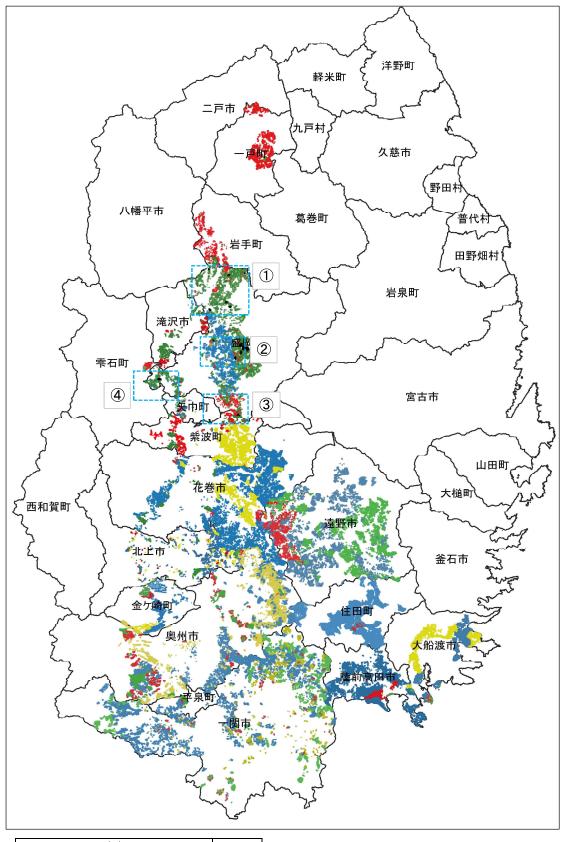
的	水源かん養・山地災害坊上機能
ш	五
₩	. 7 m 無
迷	が横かん
ha)	
面積(ha)	391
担	
	16 本班 7-24-27-28, 17 本班 6-17, 18 本班 17-22-50, 19 本班 19:44-47-48, 22 本班 4-18-27, 23 本班 12-22, 21 木班 7-9-35-44
	16 体班了·24·27·28, 17 体班6·17, 18 体班17·22·50, 19 体班3·4·8·10·13·26·29·30·31, 20 体班12·22·21 kt 班7·9·35·48·47·48, 22 株 班4·18·27, 23 株 班12·25·24 kt 3·22 株 班4·18·27·23·30·31, 20 kt 班12·25·24 kt 3·23·30·31, 20 kt 班12·25·24 kt 3·23 kt 3·34·37·38·41, 25 kt 3·34·37·38·41, 25 kt 3·3·43·37·10·11·12·110·12·16·19·20·22·23·25. 25 kt 3·3·40·37·38·41, 25 kt 3·3·43·3·40·28 kt 3·3·3·40·37·10·11·12·10·20·20·23·29·30·40·28 kt 3·2·3·20·10·15·16·98 kt 11·12·20·26·32·96 kt 3·3·40·28 kt 3·3·40·10·10·10·10·10·10·10·10·10·10·10·10·10
	16 本班7.24.27.28, 17 本班6.17, 18 本班17.22.50, 19 3.4.8.10.13.26.29.30.31, 20 本班17.22, 21 本班7.9 41.44.47.48, 22 本班4.18.27, 23 本班16.25, 21 本班7.9 41.44.47.48, 22 本班4.18.27, 23 本班16.29, 23.33.34 38.41, 25 本班3.24, 22 本班3.24.14.15.17.21.27.28.30.32.33.34 38.41, 25 本班3.24.33.34.35.39.40, 28 本班5.8.10.15.16, 98 38.41, 25 本班3.34.35.39.40, 28 本班5.8.10.15.16, 98 38.2.22.24.33.34.35.39.40, 28 本班5.8.10.15.16, 98 38.22.22.24.33.34.35.39.40, 28 本班5.8.10.15.16, 98 38.32.108 本班5.8.22.28.109 本班7.11.16.18.22, 110 38.32.26.30.33.35.36.39.40.41.43.46.47.48, 113 38.32.26.57.58.59.60.62.63.64.65.66.76.69.70.52.43 34.35.36.39.33.35.36.39.40.41.43.46.47.48, 113 38.33.39.41.42.43.44.47.48.49.50.51.52.43.13 38.31.15 本班5.34.34.13 56.20.21.22.23.27.88.29 39.29.31.15 木班5.34.34.41.15.16.17.18.11.74 未提到5.39.40.43.46.91.11.2.13.16.17.18.13.94 未提刊5.16.17.18.11.15.18.19.24 30.32.35.36.39.42.43, 140本班5.91.2.16.17.18.11.2.13.14.15.16.17.18.19.20.21.22.31.13 38.81.11.21.13.14.15.16.17.18.19.18.19.24 30.32.35.36.39.34.35.36.39.40.43.40.43.44 39.39.31.33.35.39.42.43, 140本班5.85.86.86.87 38.84.15.44.135 本班1.15.18.19.57 38.11.22.13.13.19.14 ★班18.18.19.24 39.30.31.33.35.39.44, 157 ★班11.21.18.19.52 32.162 ★班11.31.91.48 ★班1.31.91.48 ★班11.31.91.48 ★班18.19.52 32.162 ★班11.31.91.48 ★班11.31.91.48 ★班18.19.52 32.162 ★班11.31.91.48 ★班19.19.12.20.33 38.42 + 43.44 + 157 ★班15.16 + 177 ₹79.89 38.42 + 44.156 ★班13.19.14 ★班15.16 + 177 ₹79.89 38.42 + 44.156 ★班13.19.14 ★班15.16 + 177 ₹79.89 38.42 + 44.156 ★班13.19.14 ★班15.16 + 177 ₹79.89 38.42 + 44.65 ± 53.56 ± 56.66 ± 63.64 ± 65.66 ± 66.76 ± 69.30 ±
対	17. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.
	大
	7. 1 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2
	2.1.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2
	及り、 10.0 (2.3 (2.3 (2.3 (2.3 (2.3 (2.3 (2.3 (2.3
	16 本班 7-24・27・28、17 本 対 3:4・8・17・8・3・4・8・17・8・17・8・17・8・18・8・18・8・18・8・18・8・
	6.2 6.2 6.2 6.2 6.2 6.2 6.2 6.2
	7. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.
	大子 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	3.65 3.65
本	
量	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
₩	(2) 例
Ľ	

(2)被害拡大防止森林の区域等

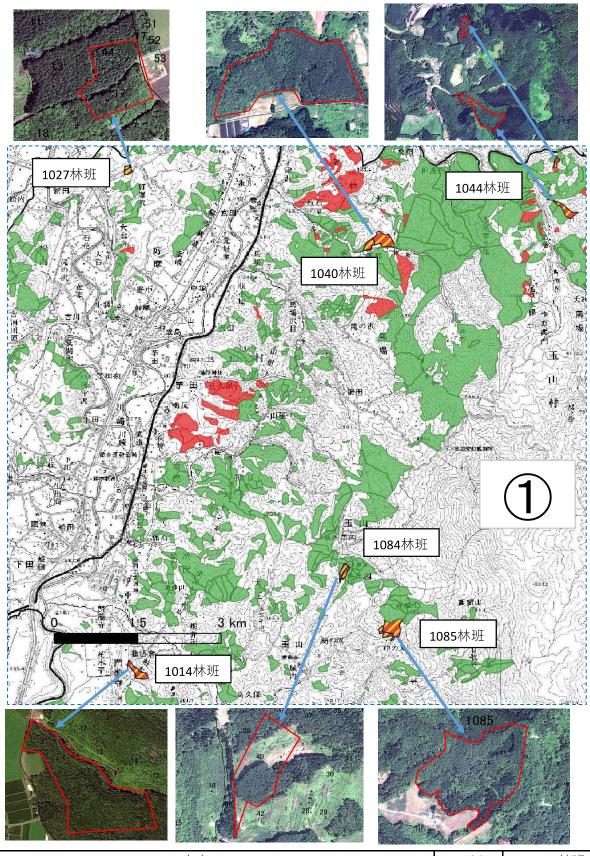
太は別跡。 面積 (ha)	355	44
※本書きいCの3相に入は削除。 域 面積(ha)	84林班2. 88林班14. 90林班2. 94林班3. 101样斯5-6, 102林班10·16·19·26. 105林班1. 108林班3. 199林班1.2. 1184株班12. 159林班1. 154年班11. 154株班12. 156林班12. 159林班12. 159林班12. 159林班12. 159林班12. 159林班12. 159林班12. 159林班12. 159林班12. 200~21. 234株班12. 254株班4.6-10·12. 346株班3.5. 347株班17·19·20·22. 25. 334株班32. 349株班2. 39·13·146株班3.5. 347株班17·19·20·22. 25. 348株班32. 349株班2. 39·13·145·29·23·24·43. 350株班19·22. 25. 348株班33. 5. 127·128·130·132·145·158·162·163·179·183·199·202·214·219·220·222·224·13·33·39·41·46·47·57. 356株班1·6·8·10·11·14·15·18·25~28·31·33·39·41·46·47·57. 356株班1·6·8·10·11·14·13·145·18·19·23·23·23·23·23·23·23·23·23·23·23·23·23·	14本班8 · 17 · 18 · 20 · 22 · 24 · 25 · 33 ~ 35 · 53 · 60 · 63 · 66 · 68 · 74 · 77 · 82 · 83 · 84 · 88 · 89 · 94 · 96 · 97 · 98 · 107 · 113 · 115 · 116 · 117 · 118 · 121 · 124 · 126 · 137 · 138 · 145 · 147 ~ 149 · 151 · 155 · 155 , 244 ± 2.6 $\approx 14 \cdot 25 \sim 27$ · 50 · 50 · 97 · 97 · 99 · 99 · 144 · 116 ~ 122 · 123 · 124 · 125 · 34 ± 2.5 ± 2.5 ≈ 2.5 ~ 26 · 28 · 35 · 36 · 88 · 91 · 98 · 99 , 444 ± 42.5 · 53 · 59 · 67 · 68 · 70 · 81 · 82 · 89 · 144 · 112 · 117 · 119 · 132 · 147 · 207 · 54 ± 42.5 · 53 · 59 · 67 · 68 · 70 · 81 · 31 · 32 · 135 · 195 ~ 195 ~ 197 · 94 ± 43.5 · 104 · 106 · 111 · 113 · 135 · 195 · 195 ~ 197 · 94 ± 47.5 · 56 -58.6 · 104 · 124 ± 45.5 · 50 · 56 ± 47.5 · 104 · 104 · 104 ± 45.5 · 104 · 105 · 105
	84林班2. 26.105村 19.105村 19.105	1林班8·17 84·88·89· 137·138·1 56·69·70· 2·5~8·26· 82·89·11 34·38·40· 117·119·13 56·58·71,
村	 -	ΤÎ
市町	2短	矢市町

面積 (ha)	1, 681
区	1001体班4.5.8.9, 1002本班5.11.24.25.29.32.34~36.38.42.46~49.54.65.93.94.97~1001本班5.11.~45.47.148.152.16.103本班1.24.67.917.22.29~31.33.34.37, 1004本班5.2.3.16.1003本班1.2.24.67.917.22.29~31.33.34.37, 1004本班5.3.38.40.30.36.38.40.44~47.49.50.57.58.63.64.68.72.74.76, 1007 本班5.6.1003本班10.12-24, 1011本班3.1018本班9.29.32, 1021本班1.~13.30.36.38.40.47~50.57.62.66.1008本班10.12-24, 1011本班3.1018本班9.29.32, 1021本班1.51.61.1025本班13.73.65.1025本班1.0.12.47.6~22.25.31.32.36.37.40~44.47.57~59.69.20, 1027本班3.~51.20.14.16~22.25.31.33.63.65.66.74.77~88.48, 1029本班1.~7.9~14.16~22.25.31.33.63.65.66.1037本班1.~38.43.103本班1.~5.8~56, 1033本班1.03本班1.6.8~23, 1034本班1.26.78.8.10.11.12.22, 1035本班1.~23.67.9.10.11.13.71.16.178.19.21.22.30.31.33.38.39.40.41.43.46, 1036本班1.13.7.104本班1.13.13.8.103本班1.7.38.43, 1034本班1.2.104本班1.11.3.46, 1036本班1.22.27.29.33.73.45.103本班1.13.40.44~46.49.50.53.63.103.43.33.38.39.40.44~46.49.50.53.104本班1.13.~16.23.29~33.35.42, 1051本班6.910.18~22.25.27.29.32.35.72.29~33.35.42, 1051本班1.33.45.69.20.32.32.25.27.28.30.31.33.38.39.40.44~45.40.40.50.53.104本班1.2.10.104本班1.2.10.104本班1.~31.004本班1.~31.003本班1.~31.20.21.20.25.27.22.23.27.28.32.32.27.28.30.31.33.33.33.33.33.33.33.33.33.33.39.40.44~45.90.10.11.3~10.10.11.21.13.40.10.10.10.12.23.29~33.35.42.1014*班1.34.15.22.23.27.28.32.35.104本班1.~10.10.11.21.18.24.10.103本班1.~10.104本班1.~10.104~42.43.29.20.32.24.29.29.32.37.39.40.44~43.44.10.11.24.19.20.30.32.24.29.33.31.113本班3.113本月.13.23.23.23.23.23.23.23.23.23.23.23.23.23
	4900 4900 1110 1110 1110 115 115 115 115 116 117 117 117 117 117 117 117 117 117
本	le.
量	
Æ	איז

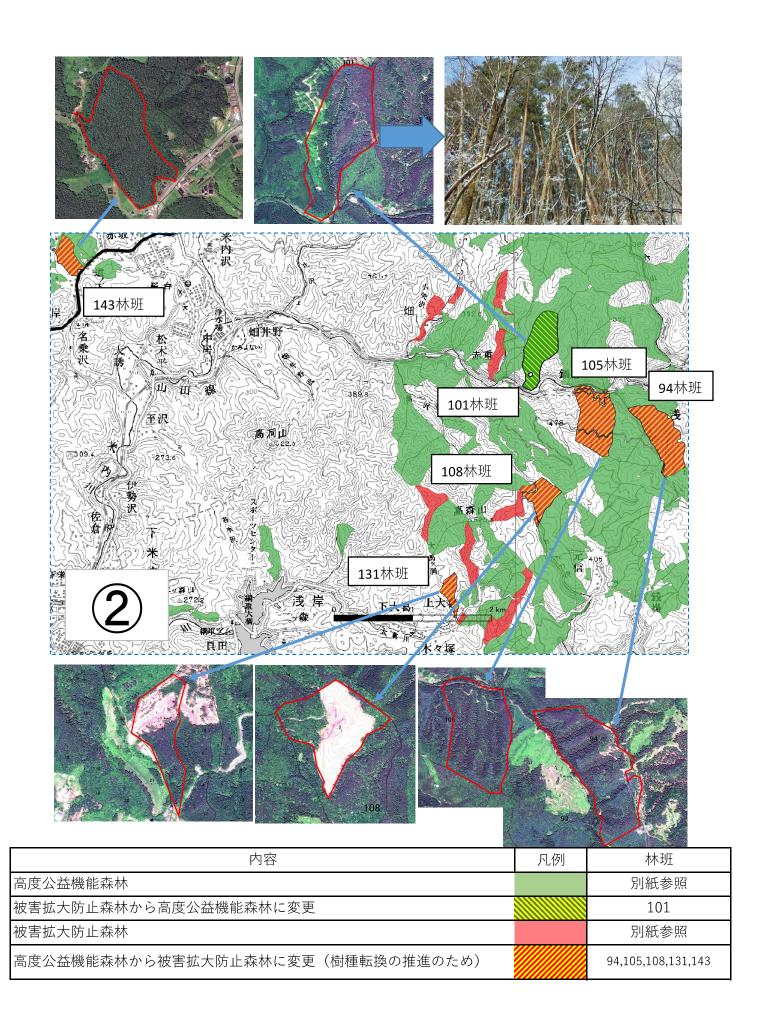
岩手県の高度公益機能森林等の区域図

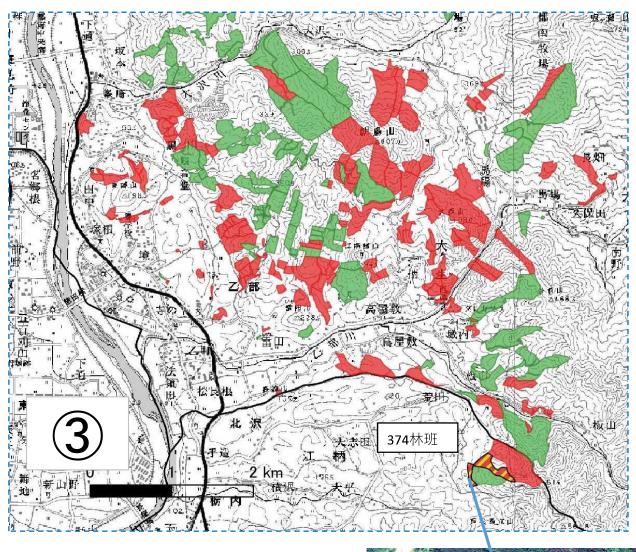


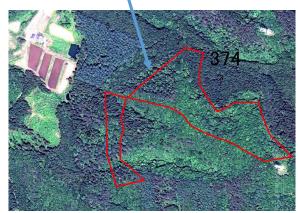
内容	凡例
高度公益機能森林	
被害拡大防止森林	
地区保全森林(参考)	
地区被害拡大防止森林(参考)	



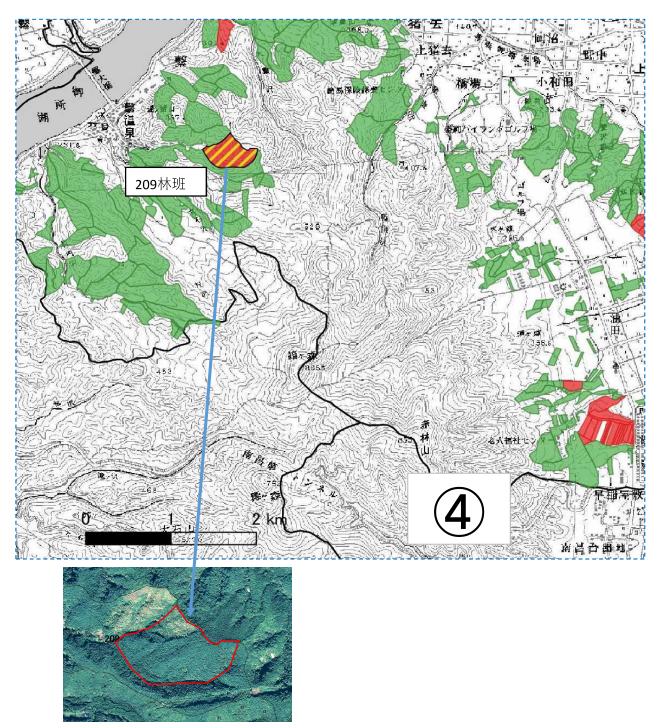
内容	凡例	林班
高度公益機能森林		別紙参照
被害拡大防止森林		別紙参照
高度公益機能森林から被害拡大防止森林に変更(樹種転換の推進のため)		1014、1027、1040、1044、 1084、1085





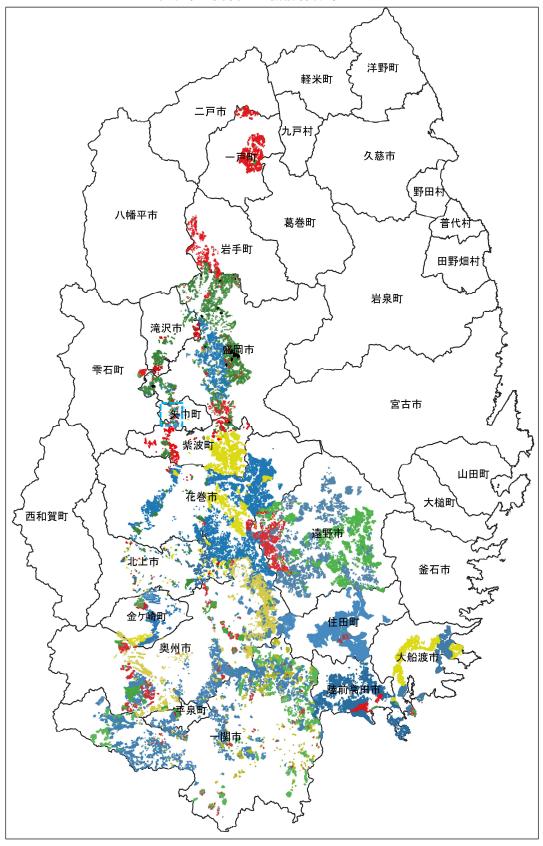


内容	凡例	林班
高度公益機能森林		別紙参照
被害拡大防止森林		別紙参照
高度公益機能森林から被害拡大防止森林に変更(樹種転換の推進のため)		374



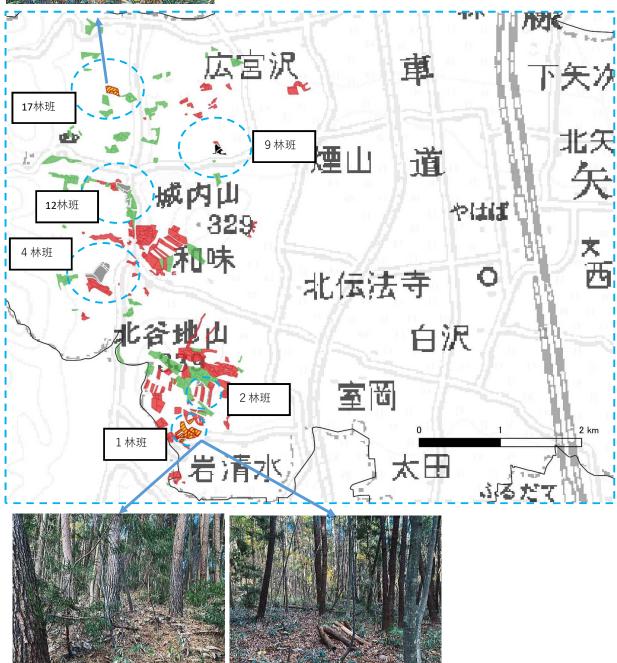
内容	凡例	林班
高度公益機能森林		別紙参照
被害拡大防止森林		別紙参照
高度公益機能森林から被害拡大防止森林に変更(樹種転換の推進のため)		209

岩手県の高度公益機能森林等の区域図

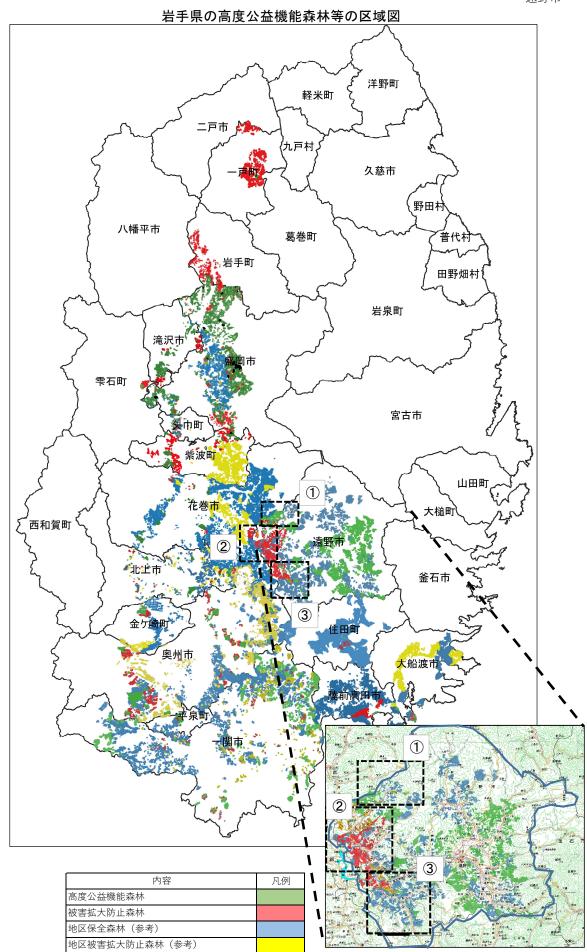


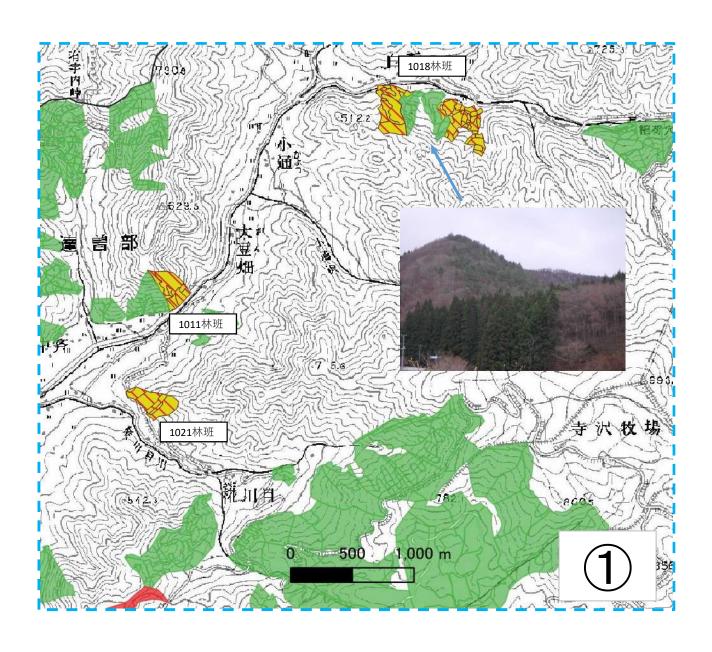
内容	凡例
高度公益機能森林	
被害拡大防止森林	
地区保全森林(参考)	
地区被害拡大防止森林(参考)	



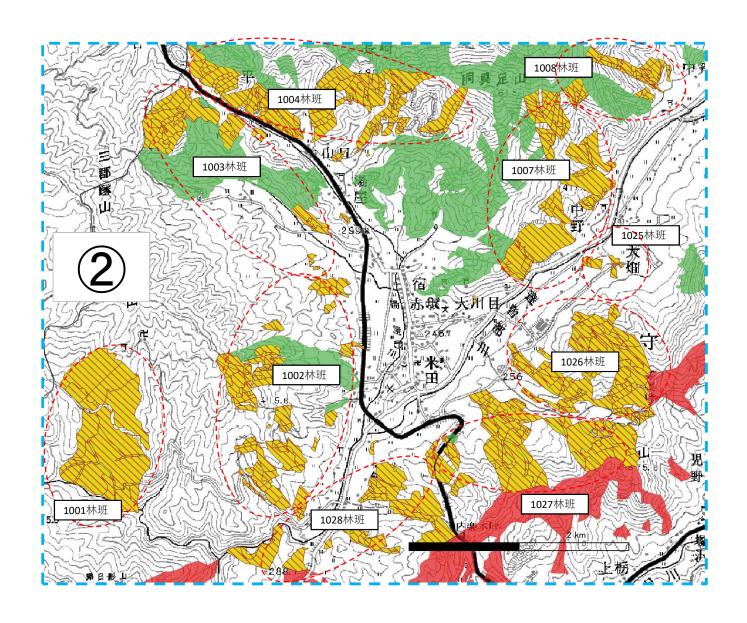


THE SECOND CONTRACT C						
内容	凡例	林班				
高度公益機能森林		別紙参照				
高度公益機能森林の削除(現況が松林でなくなったことによるもの)		9				
被害拡大防止森林		別紙参照				
高度公益機能森林から被害拡大防止森林に変更(樹種転換の推進のため)		1,17				
被害拡大防止森林の削除(現況が松林ではなくなったことによるもの)		2,4,12				

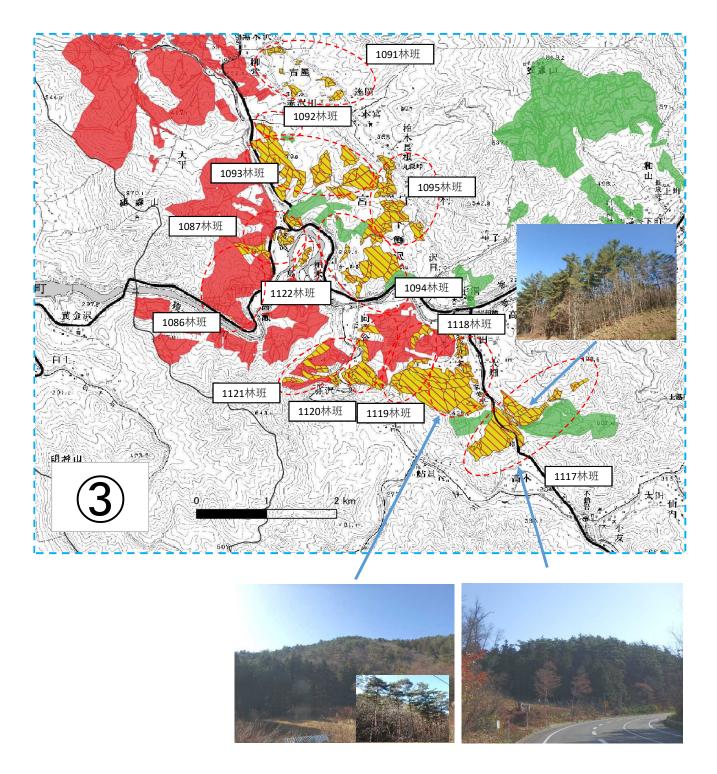




内容	凡例	林班
高度公益機能森林		別紙参照
被害拡大防止森林		別紙参照
高度公益機能森林から被害拡大防止森林に変更(樹種転換の推進のため)		1011,1018,1021



内容	凡例	林班
高度公益機能森林		別紙参照
被害拡大防止森林		別紙参照
高度公益機能森林から被害拡大防止森林に変更(樹種転換の推進のため)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1001,1002,1003,1004,1007,10 08,1025,1026,1027,1028

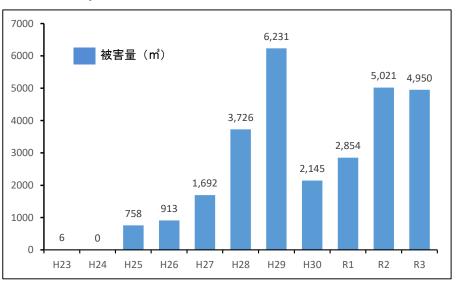


内容	凡例	林班
高度公益機能森林		別紙参照
被害拡大防止森林		別紙参照
高度公益機能森林から被害拡大防止森林に変更(樹種転換の推進のため)		1086,1087,1091,1092,1093,10 94,1095,1117,1118,1119,1120 ,1121,1122

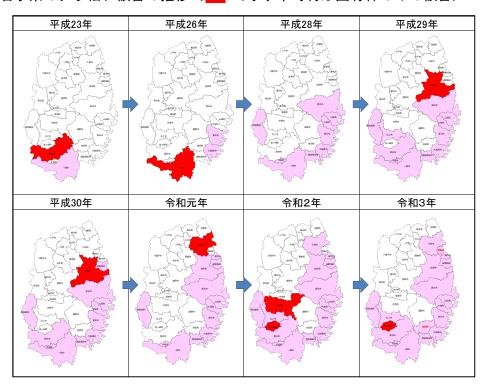
岩手県のナラ枯れ被害の現状と対策について

1 岩手県のナラ枯れ被害の現状

- (1) 令和3年度の県内民有林のナラ枯れ被害量は、前年度の99%の4,950 m³となっている。
- (2) 令和3年度は、9月に野田村(14本)及び住田町(2本)の民有林で初めての被害が確認され、国有林を含めた被害市町村数は18市町村となっている。(令和2年度に被害を確認した花巻市は令和3年度の被害なし。)
- (3) 令和4年10月末時点の県内民有林ナラ枯れ被害量は、前年同期91%の4,084 m²となっている。
- (4) 令和4年10月末現在の被害市町村は昨年度と同じ18市町村となっており、被害の北上は確認されていない。



岩手県のナラ枯れ被害の推移(で示す市町村は国有林のみの被害)



2 課題

- (1) 本県の民有林面積の約半分は広葉樹であり、シイタケ、木炭、パルプチップなどの地域 産業と深い関わりを持っており、これらの生産が盛んな北上高地や沿岸北部地域への被 害拡大が懸念される。
- (2) 被害の拡大距離は、28 年度(釜石市→宮古市)、29 年度(宮古市→岩泉町)、とともに 30 km前後であり、薬剤による駆除を進めているが、被害拡大のスピードが速いことから、 中・激害地では被害木を含むナラ林のチップ等への利用による駆除及び若い森林への更 新を促進する必要がある。
- (3) 被害木にはピンホール (穿入孔) や腐朽が発生し、製材品の化粧性が低下することから、被害の拡大による家具・フローリング用の良材確保への影響が懸念される。
- (4) 令和2年度には宮古市田老、山田町豊間根のしいたけ原木林が枯れる事例が発生しており、今後、しいたけ原木の確保への影響が懸念される。
- (5) 枯死経過木(枯死してから長期間経過した立木)による森林環境(景観悪化、倒木被害) への影響が懸念され、全国植樹祭の開催を控え、枯死経過木の整理が必要となっている。

3 令和4年度の対応

- (1) 被害地域のうち、微害地※1では監視の強化と全量駆除により被害の拡大防止を図りつつ、中・激害地※2では、森林の公益的な機能の回復を目的とした森林整備(伐採)を行い、被害を受けにくい若い森林への更新を促進する。
 - ※1 微害地: ha 当り、1~10 本程度の被害が発生した森林
 - ※2 中・激害地: ha 当り、10 本程度以上の被害が発生した森林
- (2) 毎年9月を県内一斉調査期間と定め、地上調査及び防災ヘリやドローンによる空中探査を行うなど、市町村と連携して監視を強化する。
- (3) いわての森林づくり県民税を活用した「いわて環境の森整備事業(ナラ林健全化)」によるナラ枯れに強い森林づくりを促進する。
- (4) ナラ枯れ被害による枯死経過木は、「いわて環境の森整備事業(枯死木除去)」を活用し、 速やかに除去を行い、森林環境の保全を推進する。
- (5) 全国植樹祭の開催に向けて、いわての森林づくり県民税を活用した「枯死木除去」をアクセス道路周辺の修景化が必要な箇所において重点的に実施する。

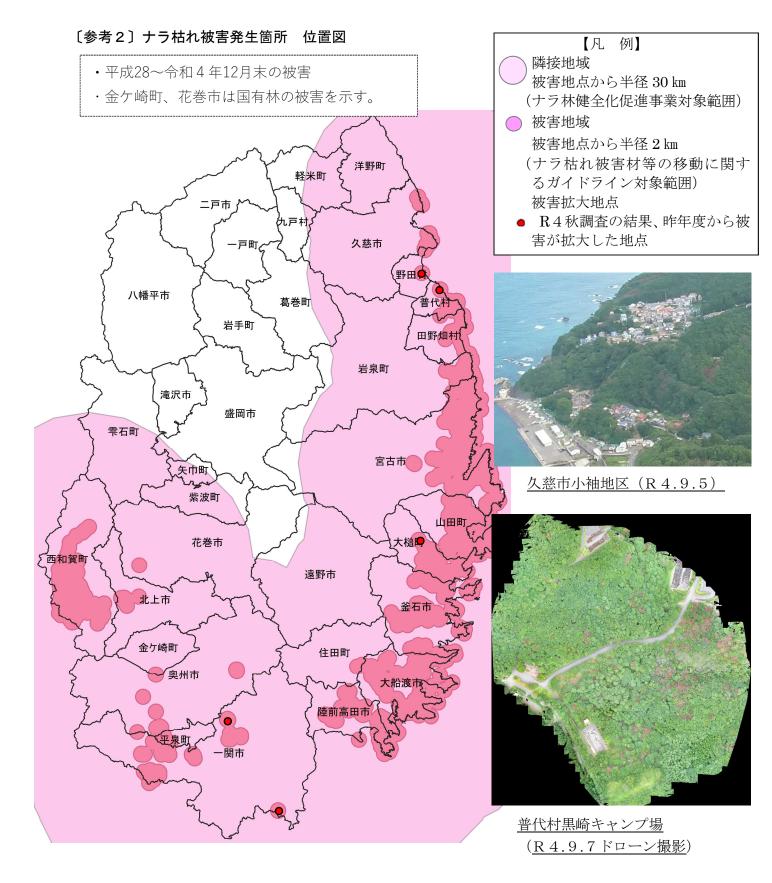
【ナラ林健全化】

対象範囲	前年又は当年の被害地点から半径30kmの範囲内のナラ類を含む広葉樹
事業主体	市町村、林業事業体等(森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者
	名簿に登録されている事業体又は岩手県意欲と能力のある林業経営体)
補助額	更新のための伐採に要する経費として2,000円/m [®] を助成

〔参考1〕【市町村別被害状況】(単位:㎡、%)

ゴシック体は被害増加市町村(単位:㎡、%)

振興	年度	25	26	27	28	29	30	31	R2	R3	R3	R4	前年度比
7.5 13	市町村	20	10]	20		00	01	n.	No	(9月末)	(9月末)	(R4/R3)
県南	奥州市	_	_	_	-	11	4	_	42	29	29	42	145%
	一関市	_	_	2	105	1, 013	108	42	197	407	407	256	63%
一関	平泉町	-	-	_	8	17	18	29	32	48	48	58	121%
-++- \/ \	北上市	_	_	_	-	16	_	_	1	65	49	19	39%
花巻	西和賀町	_	-	-	12	295	95	85	362	389	389	124	32%
	大船渡市	758	900	1,614	2,665	1,656	238	407	647	402	252	232	92%
大船渡	陸前高田市	_	-	-	8	873	32	460	391	127	127	135	106%
	住田町	_	-	-	-	-	-	-	_	3	3	1	33%
W H	釜石市	_	13	76	513	196	262	439	555	215	215	195	91%
沿岸	大槌町	_	-	-	64	131	71	228	335	60	60	89	148%
☆士	宮古市	-	-	-	202	1, 339	732	673	1, 488	1, 094	1, 094	1, 133	104%
宮古	山田町	-	-	_	149	684	570	277	394	68	68	74	109%
山白	岩泉町	-	-	_	-	-	-	14	183	1,007	907	562	62%
岩泉	田野畑村	-	-	-	-	-	15	190	329	439	439	577	131%
	久慈市	-	-	-	-	-	-	-	14	64	72	319	443%
県北	普代村	-	-	_	_	-	-	10	51	491	309	175	57%
	野田村	-	-	_	-	-	_	-	_	35	35	93	266%
合計	合計	758	913	1,692	3, 726	6, 231	2, 145	2,854	5, 021	4, 950	4, 503	4, 084	91%
民有林の 数)被害市町村	1	2	3	9	11	11	12	15	17	17	17	
国有林を 市町村数	と含めた被害 女	1	2	3	9	12	12	13	17	18	18	18	
備考						岩泉町の林で被領		久市国林被あり	花市金崎の有で害り巻、ケ町国林被あ	金ケ崎	町の国有林	で被害あり	



令和5年度 ナラ枯れ被害対策実施方針(案)について

1 目 的

県は前年度のナラ枯れ被害状況を踏まえ、効果的な防除対策を推進するため、被害状況に応じた具体的な実施方針を定めるもの。

2 目標

- (1) 未被害地域への被害の拡大を阻止する。
- (2) 被害木を含むナラ林のチップ等への利用を促進し、被害を受けにくい広葉樹林への若返りを 図る。

3 重点事項

- (1) 市町村との連携による被害木の早期発見と駆除の徹底
- (2) 被害状況に応じた総合的な被害対策の実施
- (3) 関係機関との情報及び防除方針の共有
- (4) 適期に駆除を行うための労務体制の整備
- (5) 伐採更新によるナラ林の若返り
- (6) ナラ類の利用、移動に伴う被害拡大の防止
- (7) 公益性の高いナラ林の保全

4 具体的な実施方法

- (1) 市町村との連携による被害木の早期発見と駆除の徹底
 - ア 県は、ヘリやドローンによる被害木の航空調査や松くい虫等防除監視員による地上調査、 移動監視を有機的に結び付けて、別表に基づく微害地(以下「微害地」という。)を中心と した被害木の早期発見を推進する。
 - イ 県及び市町村は、微害地においてナラ枯れ被害木の早期駆除に努める。
- (2) 被害状況に応じた総合的な被害対策の実施
 - ア 県及び市町村は、現地調査等を行い、被害状況を把握する。
 - イ 被害状況に応じた防除方針は別表のとおりとする。
 - ウ 県及び市町村は、被害状況を踏まえ、防除方針に基づき、防除対策を実施する。
- (3) 関係機関との情報及び防除方針の共有
 - ア 県及び市町村は、地元森林管理署等と双方の被害状況を共有する。
 - イ ナラ枯れ被害が民有林と国有林の双方で発生した際には、被害木の駆除方法及び今後の防 除方針について協議し、効果的な防除対策の実施に努める。
 - ウ 県は、新たな被害市町村が確認された際は、隣接する市町村に対し、速やかに被害情報を 提供するとともに、監視の強化や今後の防除対策について市町村と検討する。
 - エ 県は隣県の被害状況を把握し、関係機関に情報提供する。

(4) 適期に駆除を行うための労務体制の整備

ア 県及び市町村は被害木の駆除や予防対策に必要な労務を把握し、これを適期に実施できるよう、労務体制の整備に努める。

イ 県は林業事業体等に対し、必要に応じて、被害木の駆除や予防対策に係る技術指導を行う。

(5) 伐採更新によるナラ林の若返り

県及び市町村は、ナラ林の伐採による若返りを促進するため、ナラ林の伐採による防除上の 有効性及び関係する補助事業について周知する。

(6) ナラ類の利用・移動に伴う被害拡大の防止

県は、ナラ類の利用と移動に伴う人為的な被害拡大を防止するため、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン (平成29年6月21日付け森整第252号)」について、素材生産業者等に周知する。

(7) 公益性の高いナラ林の保全

県及び市町村は、保安林や景勝地等の公益性の高いナラ林を、ナラ枯れ被害から保全する必要がある場合は、予防措置を行うとともに、周辺のナラ林において駆除及び誘引捕殺、伐採によるナラ林の更新等を行い被害の拡大防止に努める。

別表

被害状況	防除対策	留意事項
【隣接地域】	・高齢なナラ林を中心に利用を促進	・最新の被害状況を現
前年又は当年の被害木から	し、ナラ枯れ被害に強い森づくり	地の広域振興局林務
半径2kmを超え、30km	を推進する。	担当部又は農林振興
以内の範囲		センター林務担当課
		に確認すること。
【被害地域】	・ 微害地*1においては、全量駆除を	・ナラ林の伐採にあた
前年又は当年の被害木から半	基本とする。	っては、「ナラ枯れ被
径 2 k m以内の範囲		害材等の移動に関す
	・ 中・激害地※2においては、森林の	るガイドライン」(平
	公益的な機能の回復を目的とした	成29年6月21日付け
	森林整備(伐採)を行う。	森整第 252 号) を遵守
	また、カシノナガキクイムシの生	すること。
	息密度を低下させる観点から、状況	
	に応じて、誘引捕殺や駆除を行う。	
	チップとしての利用が可能なナラ	
	林については、被害木を含めて利用	
	を図り、被害駆除とともにナラ枯れ	
	被害に強い森づくりを推進する。	

- ※1 微害地: ha 当り、1~10 本程度の被害が発生した森林
- ※2 中・激害地: ha 当り、10 本程度以上の被害が発生した森林

(ナラ枯れ被害対策マニュアル (H24.3 一般社団法人日本森林技術協会) より抜粋)